



2015年7月20日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 田中 久雄
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

第三者委員会調査報告書の受領及び判明した過年度決算の修正における今後の当社の対応
についてのお知らせ

当社は、本日、第三者委員会から調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、今回の事態を招いたことを真摯に受け止め、改めて深くお詫び申し上げますとともに、第三者委員会の調査結果及び提言につき十分に分析、検討のうえ、その内容を経営に反映し、再発防止策等を検討してまいります。また、分析、検討の結果、公表すべき事項がある場合は、適時適切に開示いたします。

当社は、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼回復に向けて全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 第三者委員会の調査報告の公表について

本日受領した第三者委員会の調査報告書の要約版は添付のとおりです。

7月17日付「第三者委員会調査報告書の開示予定等に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、調査報告書の全文については、現在、当社及びお取引先様の営業秘密の保護又は個人のプライバシーの保護等の観点から、部分的な非開示措置の要否を検討しており、当該検討終了後、7月21日の15時に公表するとともに、同日の17時に記者会見を実施する予定です。また、第三者委員会による記者会見の開催を依頼したところ7月21日19時から行われる予定となりましたので、併せてお知らせいたします。

2. 第三者委員会の調査報告による過年度決算の修正について

調査報告書に基づく、第三者委員会委嘱事項に関する要修正額は以下の通りです。

(金額単位: 億円)	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度 (1-3Q累計)	累計 (08~14/3Q)
① 過年度修正額(税引前損益)								
第三者委員会への委嘱事項	▲282	▲400	+84	▲312	▲858	▲54	+304	▲1,518
自主チェック(*)	▲6	▲10	+10	▲2	▲15	▲13	▲8	▲44

*自主チェックの累計は、6月12日開示済みの自主チェック結果に2014年度の要修正額を加算しています。

*自主チェックの修正額は、会計監査の過程で修正時期に変更があり、6月12日に開示した修正額とは異なる内訳になっていますが、累計の修正額に変更はありません。

今後、当社は、第三者委員会の調査報告書を精査し、過年度の決算の訂正手続を行う予定ですが、過年度の修正を行うことに派生して、パソコン事業、映像事業、半導体事業のうちディスクリート及びシステム LSI 等の各事業に係る固定資産(※1)の減損の要否(時期を含む。)、当社及び連結子法人(すなわち、国内の連結納税子会社)に係る長期繰延税金資産(※2)に関する評価引当金の計上の要否、を主とする資産の評価の取扱い等について、当社で検証を行い、監査人である新日本有限責任監査法人が監査を行います。また、これに伴って、各年度における減価償却費、税金費用等が変更になる可能性があります。

当社は、これらの派生事項を含めたその他の過年度の会計処理の検証や第三者委員会の報告、自主チェックの内容等を踏まえて必要な決算手続を経て、過年度の連結財務諸表、財務諸表に与える影響額を確定のうえ、8月31日までに2014年度の有価証券報告書を提出いたします。また、過年度の決算訂正及び2014年度の決算予想につきましては、確定後速やかに開示いたします。

(ご参考) (※1) (※2)

対象事業に係る固定資産並びに当社及び連結子法人に係る長期繰延税金資産(純額)の連結貸借対照表計上額(概算)

② 過年度修正により派生する資産評価について検討中の主な案件(残高表示)

(金額単位: 億円)	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度 (2014年12月末)
パソコン	190	210	200	210	190	110
映像	140	160	160	30	10	0
ディスクリート・システム LSI 等	2,130	1,500	1,270	1,280	1,220	1,310
長期繰延税金資産(*)	2,700	2,700	2,700	2,500	2,100	1,500

*有価証券報告書又は四半期報告書に記載している長期繰延税金資産から海外連結子会社及び当社100%未満出資の国内連結子会社の長期繰延税金資産を除いたもの

以上

調査報告書

要約版

2015年7月20日

株式会社東芝 第三者委員会

株式会社東芝 御中

株式会社東芝 第三者委員会

委員長

上 田 廣 一

委員

松 井 秀 樹

委員

伊 藤 大 義

委員

山 田 和 保

第1章 本調査の概要.....	11
一 第三者委員会設置の経緯.....	11
二 委嘱事項（調査対象）.....	11
三 本委員会の構成.....	11
四 本委員会の調査方法等の概要と調査の前提.....	12
1 調査方法等の概要.....	12
(1) 調査期間.....	12
(2) 調査対象期間.....	12
(3) 調査方法の概要.....	12
ア 役職員からのヒアリング.....	12
イ 会計監査人からのヒアリング.....	13
ウ 情報の精査・検証.....	13
エ デジタル・フォレンジック.....	13
オ 内部通報窓口の開設.....	13
2 調査の前提.....	13
五 本調査における連結会計年度別修正額.....	15
第2章 工事進行基準に係る会計処理について.....	16
一 工事進行基準の概要.....	16
1 工事進行基準の会計処理の概要.....	16
2 工事進行基準の一般的なリスク.....	17
3 東芝における工事進行基準の重要用語.....	18
二 調査の概要.....	19
三 調査により判明した事実.....	21
1 修正金額合計.....	21
2 電力社.....	21
(1) A 案件.....	21
ア A 案件の概要.....	21
イ 問題となる会計処理及びその適切性.....	21
ウ 不適切な会計処理の発生原因.....	22
(2) B 案件.....	22
ア B 案件の概要.....	22
イ 問題となる会計処理及びその適切性.....	22
ウ 不適切な会計処理の発生原因.....	23
(3) C 案件.....	23
ア C 案件の概要.....	23

イ	問題となる会計処理及びその適切性	23
ウ	不適切な会計処理の発生原因	24
(4)	D 案件	24
ア	D 案件の概要	24
イ	問題となる会計処理及びその適切性	24
ウ	不適切な会計処理の発生原因	25
(5)	E 案件	25
ア	E 案件の概要	25
イ	問題となる会計処理及びその適切性	25
ウ	不適切な会計処理の発生原因	25
(6)	F 案件	26
ア	F 案件の概要	26
イ	問題となる会計処理及びその適切性	26
ウ	不適切な会計処理の発生原因	26
(7)	G 案件	27
ア	G 案件の概要	27
イ	問題となる会計処理及びその適切性	27
ウ	不適切な会計処理の発生原因	28
3	SIS 社	29
(1)	H 案件	29
ア	H 案件の概要	29
イ	問題となる会計処理及びその適切性	29
ウ	不適切な会計処理の発生原因	30
(2)	I 案件	30
ア	I 案件の概要	30
イ	問題となる会計処理及びその適切性	31
ウ	不適切な会計処理の発生原因	31
(3)	J 案件	33
ア	J 案件の概要	33
イ	問題となる会計処理及びその適切性	33
ウ	不適切な会計処理の発生原因	33
4	CS 社	34
(1)	K 案件	34
ア	K 案件の概要	34
イ	問題となる会計処理及びその適切性	34
ウ	不適切な会計処理の発生原因	35

5 その他.....	36
(1) 約 10 億円未満の修正額となる案件.....	36
ア L 案件.....	36
(ア) 案件の概要と修正内容.....	36
(イ) 不適切な会計処理の主たる発生原因.....	36
イ M 案件.....	37
(ア) 案件の概要と修正内容.....	37
(イ) 不適切な会計処理の主たる発生原因.....	37
ウ N 案件.....	37
(ア) 案件の概要と修正内容.....	37
(イ) 不適切な会計処理の主たる発生原因.....	38
エ O 案件.....	38
(ア) 案件の概要と修正内容.....	38
(イ) 不適切な会計処理の主たる発生原因.....	38
(2) 会社から修正を行う旨が告知された案件.....	39
第 3 章 映像事業における経費計上等に係る会計処理.....	40
一 問題となる会計処理.....	40
1 概要.....	40
2 問題となる会計処理の内容及び適切性.....	41
二 不適切な会計処理の発生原因.....	42
1 業績悪化の中でのコーポレートからのプレッシャー.....	42
2 コーポレートトップによる（当期利益至上主義に基づく）不作為.....	43
3 適切な会計処理に向けた意識の欠如.....	43
4 映像カンパニー等内部における内部統制の不備.....	44
5 コーポレートにおける内部統制の不備.....	44
(1) 財務部.....	44
(2) 経営監査部.....	44
(3) 監査委員会.....	45
(4) 会計監査人による監査について.....	45
三 映像事業における部品取引に係る会計処理.....	45
1 問題となる会計処理の概要.....	46
2 問題となる会計処理及びその適切性.....	46
第 4 章 パソコン事業における部品取引等に係る会計処理.....	47
一 問題となる会計処理の概要.....	47
1 通常の部品取引（TTIP→ODM ルート）.....	47
2 2012 年 9 月～2013 年 3 月実施の取引（東芝→TTI→TIH→TTIP→ODM ルート）.....	48

二	会計処理の適切性と損益影響額（要修正額）	49
1	通常の部品取引（TTIP→ODM ルート）	49
2	2012年9月～2013年3月実施の取引（東芝→TTI→TIH→TTIP→ODM ルート）	50
三	不適切な会計処理の発生原因	50
1	経営トップらを含めた組織的な関与があり、かつ、意図的に「見かけ上の当期利益の嵩上げ」をする目的の下に行われたものであること	50
2	当期利益主義と目標必達のプレッシャー	52
3	内部統制部門による内部統制機能の不備	53
(1)	カンパニー経理部における内部統制機能の不備	53
(2)	コーポレートにおける内部統制機能の不備	53
ア	CF0 及び財務部	53
イ	経営監査部	53
4	監査委員会による内部統制機能の不備	54
5	会計監査人による統制機能により是正されなかったこと	54
四	パソコン事業における経費計上に係る会計処理	55
1	問題となるパソコン事業の経費計上に係る会計処理とその影響額	55
(1)	経費計上時期を意図的に延期させ損益調整のために使用していたもの	55
(2)	海外販社に販売する製品価格を意図的に上乘せすることにより損益調整のために使用していたもの	55
(3)	その他詳細不明なもの	55
2	不適切な会計処理の発生原因	56
第5章 ディスクリート、システム LSI を主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理		57
一	2013年度に廃棄した在庫に係る会計処理	57
1	取引の概要	57
2	問題となる会計処理及び適切性	57
(1)	特定顧客/用途向けの ASIC 在庫 45 億円	57
(2)	B 部品メーカー向けの SRPJ 在庫 34 億円	57
3	不適切な会計処理の発生原因	58
二	期中の前工程 TOV 改訂に伴う原価計算	59
1	調査対象とした取引の概要	59
2	問題となる会計処理	59
3	不適切な会計処理の発生原因	61
第6章 原因論まとめ		63
一	直接的な原因	63
1	経営トップらの関与を含めた組織的な関与	63

(1) コーポレート側.....	63
(2) カンパニー側.....	63
2 経営トップらにおける「見かけ上の当期利益の嵩上げ」の目的.....	64
3 当期利益至上主義と目標必達のプレッシャー.....	64
4 上司の意向に逆らうことができないという企業風土.....	64
5 経営者における適切な会計処理に向けての意識又は知識の欠如.....	65
6 東芝における会計処理基準又はその運用に問題があったこと.....	65
7 不適切な会計処理が、外部からは発見しにくい巧妙な形で行われていたこと.....	65
二 間接的な原因.....	66
1 各カンパニーにおける内部統制が機能していなかったこと.....	66
(1) 経理部による内部統制.....	66
(2) 内部監査部門による内部統制.....	66
2 コーポレートにおける内部統制が機能していなかったこと.....	66
(1) 経営者による不正リスクに対する内部統制.....	66
(2) コーポレート各部門における内部統制.....	67
ア 財務部.....	67
イ 経営監査部.....	67
ウ リスクマネジメント部.....	68
エ 有報等開示委員会.....	68
3 取締役会による内部統制機能（監督機能）が働いていなかったこと.....	68
4 監査委員会による内部統制機能（監査機能）が働いていなかったこと.....	69
5 会計監査人による監査.....	69
6 業績評価制度.....	70
7 人事ローテーション.....	70
8 内部通報制度が十分に活用されていなかったこと.....	70
第7章 再発防止策（提言）.....	72
一 直接的な原因の除去.....	72
1 不適切な会計処理に関与等した経営陣の責任の自覚.....	72
2 関与者の責任の明確化.....	72
3 経営トップ等の意識改革.....	72
4 企業の実力に即した予算の策定と「チャレンジ」の廃止等.....	73
5 企業風土の改革.....	73
6 会計処理基準全般の見直しと厳格な運用.....	73
二 間接的な原因の除去.....	74
1 ハード面からの再発防止策.....	74
(1) 強力な内部統制部門の新設.....	74

(2) 取締役会による内部統制機能（監督機能）の強化.....	74
(3) 監査委員会による内部統制機能（監査機能）の強化.....	75
(4) 内部通報窓口の活用.....	75
2 ソフト面からの再発防止策.....	75
(1) 社外取締役の増員及び構成員の見直し.....	75
(2) 適切な人事ローテーション等.....	75
第8章 最後に.....	76

【用語集】

用語名	内容
東芝	株式会社東芝
カンパニー	自主経営責任(損益責任)を負う東芝の事業区分(組織)
コーポレート	社長、事業グループ担当執行役、スタッフ部門担当執行役及びスタッフ部門の総称
後工程	前工程で作られた集積回路をパッケージングし、検査や試験を経て製品として完成するまでの工程
子会社	東芝の子会社(会社法2条3号に定義される)
新日本監査法人	新日本有限責任監査法人
社長月例	全社月例報告会(東芝社長に対して各カンパニー・分会社等が業績の実績や見込み及び施策の実行状況について報告する会議)
集計値	未確定の施策による効果を含めない場合の見積額(成行値と同旨)
受政会議	受注政策会議
スタッフ部門	コーポレートを補佐する機能及びシェアードサービス機能を有する部門
前工程	ウェハーと呼ばれるシリコン基盤上に集積回路を作りこむ工程
東芝グループ	東芝及び子会社で構成される企業グループ
電力社	電力システム社
成行値	未確定の施策による効果を含めない場合の見積額(集計値と同旨)
本委員会	委員会の呼称
本調査	本委員会による今回の調査
本報告書	報告書の呼称
マスキング価格	東芝のPC事業等のODM先に対する部品取引における供給価格であり、部品の調達価格を上回る一定額となっているもの
マスキング値差	東芝のPC事業等にODM先に対する部品取引における部品の供給価格であるマスキング価格と調達価格との差額
ロスコン案件	2億円以上の工事損失(累計)が発生している案件
1Q、2Q、3Q、4Q	第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期
ASIC	Application Specific ICと呼ばれる特定用途・特定顧客向けLSI
ASSP	Application Specific Standard Productと呼ばれる汎用LSI
BRF会議	ビジネスリスクフォロー会議(ビジネスリスクマネジメント会議と同旨) 受政会議において審議・決定した案件及びその他の重要な案件に関し、案件の進捗・採算、受注政策会議時の指示・コメントへの対応状況等を、実施部門からCPIに対し定期的に報告し、確認・フォローする会議。
BRM会議	ビジネスリスクマネジメント会議(ビジネスリスクフォロー会議と同旨)
Buy-Sell取引	TTIPが、PCの主要部品を各部品ベンダーより購入した上、ODM先に対して購入した各部材をODM先へマスキング価格により販売(有償支給)し、部品の支給を受けたODM先が自己調達部品と合わせてPCを製造し、完成したPCをTTIPに納入するという、一連の取引。
BU長	ビジネスユニット長
C	会長
C/O	キャリアオーバー(映像事業及びPC事業において損益対策のために行っていた様々な施策を総称して東芝において用いられていた呼称)
CD	コストダウン(原価削減)
CFO	財務部担当執行役(最高財務責任者)
CP	カンパニー社長
CPU	Central Processing Unit: 中央演算処理装置
CS社	コミュニティ・ソリューション社
DM社	デジタルメディアネットワーク社
DN社	デジタルプロダクツ&ネットワーク社
DS社	デジタルプロダクツ&サービス社
EV	専務
EVP	カンパニー副社長
FOB-UP	東芝から海外現地法人に販売する製品価格(FOB価格)を増額(UP)させること
GCEO	事業グループ担当執行役
GPM	グループ長
HDD	ハードディスク・ドライブ
M率	見積工事収益総額を見積工事原価総額で除した割合

用語名	内容
NET	東芝の営業部からみたコスト発生額の意味で用いられている。すなわち、東芝内の工場に一部の業務を委託する場合、工場からの見積は工場利益を含む内部取引価格になっており、NETは見積工事原価総額よりも、工場利益相当額だけ金額が大きくなる（ただし、東芝の社内では使い分けが明確でないため、本報告書でNETと記載している場合、見積工事原価総額を表現している場合もある）。 営業部で行われる東芝の受注検討では営業部の利益額、すなわちSPとNETの差額を基礎として受注判断が行われており、会計上の見積工事原価総額、および工事損失引当金の計上にあたっては、当該内部利益相当額を控除して計算が行われている。
ODD	オプティカル・ディスク・ドライブ
ODM	Original Design Manufacturing：委託者のブランドで販売される製品の設計・開発・製造を行うこと
OEM	Original Equipment Manufacturing：委託者のブランドで販売される製品の製造を行うこと
P	社長
PC	パーソナルコンピュータ
PCS社	パーソナル&クライアントソリューション社
PC社	PC&ネットワーク社
SEV	副社長
S&S社	セミコンダクター&ストレージ社
SIS社	社会インフラシステム社
SP	基本的には、見積工事収益総額と同じ意味で用いられているが、事業管理上は将来的に追加獲得可能と予測される対価を含めてSPと表現している場合がある。そのため、本報告書でSPと記載している場合、将来の追加契約額獲得の可能性を含めた金額を表す場合と、会計上入力すべき実質的な合意額を表現している場合がある。
SRPJ	システムLSI事業部 Revival Project
TEG	東芝ヨーロッパ社
TIC米	東芝インターナショナル米国社
TIH	東芝情報機器杭州社
TLSC	東芝ライフスタイル株式会社
TOV	標準原価（Turn out of Valueの略語）
TPSC	東芝ブランドシステム株式会社
TTI	東芝トレーディング株式会社
TTIP	東芝国際調達台湾社
VP社	ビジュアルプロダクツ社
WEC	ウェスティングハウス エレクトリック社

第1章 本調査の概要

一 第三者委員会設置の経緯

株式会社東芝（以下「東芝」という。）は、2015年2月12日、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けた。その後、東芝による自己調査の過程において、2013年度における一部インフラ関連の工事進行基準案件に係る会計処理について、調査を必要とする事項が判明したことから、同年4月3日、特別調査委員会を設置して事実関係の調査を開始した。

特別調査委員会の調査の過程において、一部インフラ関連の工事進行基準案件において、工事原価総額が過小に見積もられ、工事損失（工事損失引当金を含む。）が適時に計上されていない等の事象が判明し、また工事進行基準案件における工事原価総額の見積りの問題以外にも、更なる調査を必要とする事項が判明した。

東芝は、かかる状況に鑑み、同年5月8日、日本弁護士連合会の定めるガイドラインに準拠した、東芝と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、調査を委嘱することとなった。

二 委嘱事項（調査対象）

以下の1ないし4の会計処理の適切性、会計処理が適切性を欠くと判断した場合にはその発生原因の究明及び再発防止策の提言を行うこと

- 1 工事進行基準案件に係る会計処理
- 2 映像事業における経費計上に係る会計処理
- 3 ディスクリート、システムLSIを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理
- 4 パソコン事業における部品取引等に係る会計処理

三 本委員会の構成

委員長	弁護士	上田 廣一	（元東京高等検察庁検事長）
委員	弁護士	松井 秀樹	（丸の内総合法律事務所 共同代表弁護士）
委員	公認会計士	伊藤 大義	（元日本公認会計士協会副会長）
委員	公認会計士	山田 和保	

また本委員会は、後述の者を調査補助者として任命し、本調査の補佐をさせた。

丸の内総合法律事務所 (弁護士井上能裕、同太田大三、同縫部 崇、同長島 亘、同成瀬健太郎、同近内京太、同鷺野泰宏、同岩元昭博、同荒井康弘、同若林 功、同藤井 壘、同鎌田千翔)

あさひ法律事務所 (弁護士南部恵一、同山崎 純)

兼子・岩松法律事務所 (弁護士飯田研吾、同城石 惣)

弁護士法人原田国際法律事務所東京事務所 (弁護士鈴木秀昌)

新橋虎ノ門法律事務所 (弁護士武山茂樹)

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーズ合同会社
(公認会計士 新田正実ほか 76 名)

四 本委員会の調査方法等の概要と調査の前提

1 調査方法等の概要

(1) 調査期間

本委員会は、2015年5月15日から同年7月20日までの間、調査及び調査結果に基づく検討を実施した。

ただし、本委員会の調査は、主として2015年7月17日までに入手した情報に基づいている。

(2) 調査対象期間

2009年度から2014年度第3四半期(ただし、2009年度の有価証券報告書に記載されている比較対象年度である2008年度を含む。)を対象期間とした。

(3) 調査方法の概要

本委員会が実施した本調査の方法の概要は、前述した特別調査委員会から引継ぎを受けた資料の精査・検証のほか、以下のとおりである(なお、調査対象ごとの調査方法については、それぞれの記載部分を参照されたい。)

ア 役職員からのヒアリング

本委員会は、本調査の過程において、東芝の取締役、代表執行役、執行役及び従業員

員ら（以下過去の者も含めて「役職員」と総称する。）から、1回ないし複数回のヒアリングを実施した。

ヒアリング対象者の合計人数は210名である。

イ 会計監査人からのヒアリング

本委員会は、本調査の過程において、複数回にわたり、東芝の会計監査人である新日本監査法人の監査責任者及び担当者らからのヒアリングを実施した。

ウ 情報の精査・検証

本委員会は、本調査の過程において、調査対象事項に関係する可能性のある情報（経理情報、社内規定、会議体における資料、会議体の議事録その他の資料等）の開示を東芝に依頼し、東芝から開示を受けた情報の精査・検証を実施した。

エ デジタル・フォレンジック

本委員会は、本調査の過程において、調査対象事項に関係する可能性のある役職員が業務上使用するPC内のデジタル・フォレンジックを実施した。

デジタル・フォレンジックの概要は、別紙1に記載のとおりである。

オ 内部通報窓口の開設

本委員会は、第三者委員会を宛先とする内部通報窓口を設置し、調査対象事項に関する電話、郵送及びメールによる通報を受け付け、情報を収集した。

2 調査の前提

本委員会の本調査及び調査の結果（本報告書を含む。以下本「2」において同じ。）においては、以下の一般的な限界・留保事項を前提としている（なお、個別の調査対象ごとの調査の限界・留保事項については、該当箇所を参照されたい。）。

- (1) 本委員会は、東芝より誠意ある協力を得られたものと考えているが、本委員会の調査はあくまで東芝役職員の任意の協力が前提となるものであり、本委員会は強制的な調査権限を有しているものではない。このため、本委員会の調査の結果が、過誤や逸失等を完全に免れ得るものではない。

- (2) 本委員会からの資料等の情報開示の依頼に対して、東芝においては、適時・適切な開示を実施した。また東芝において、本報告書において記載されているものを除き、本委員会の調査対象に関して、本調査及びその結果につき重大な影響を生じさせる可能性のある情報の開示が留保された事実は存在しない。
- (3) 本委員会に開示された書類又は電磁的記録の写しは、全て原本が存在している。また、これらの写しの内容は全て原本と同一であり、かつ、その原本は全て真正に成立したものである。
- (4) 本委員会の調査及び調査の結果は、東芝における調査対象に関する事実の確認と、調査対象たる会計処理が適切性を欠くと判断した場合において、東芝におけるその発生原因の究明と再発防止策の策定・評価のために用いられることを予定しているものであり、それ以外の目的のために用いられることを予定していない。
- (5) 本委員会の調査及び調査の結果は、東芝からの委嘱を受けて、東芝のためだけに行われたものである。このため、本委員会の調査の結果は、第三者に依拠されることを予定しておらず、いかなる意味においても、本委員会は第三者に対して責任を負わない。
- (6) 本報告書は日本語によって作成されている。このため、仮に本報告書の英訳版が作成される場合であっても、英訳版につき本委員会は何らの責任を負わない。
- (7) 本調査は、前述の1(3)記載の方法により実施したものであり、それ以外の方法による調査は実施していない。また、前述の1(3)記載の方法により得られた情報以外の情報をもって、検証を行っていない。
- (8) 本委員会は、調査の過程において、東芝との間で合意確認された調査対象以外の事象に関する情報を入手する場合には、速やかに東芝に伝達し、対応の要否つき確認を促すこととした。本委員会においては、東芝と合意した委嘱事項以外の事項については、本報告書に記載しているものを除き、いかなる調査も確認も行っていない。
- (9) 委嘱事項の調査を通じて、過年度の有価証券報告書（有価証券届出書等で参照されている場合も含まれる）への修正の必要性が識別されている。本委員会では、当該修正を行った結果生じる、派生的な修正項目への影響は考慮していない。例えば、

以下の項目に対して派生的な影響が生じることが考えられる。

- ア 棚卸資産の評価に関する事項
- イ 固定資産の減損に関する事項
- ウ 繰延税金資産の回収可能性に関する事項

(10) 本報告書に記載の役職名は、特段の記載のない限り、当時の役職を意味する。

五 本調査における連結会計年度別修正額

(金額単位：億円)

委嘱事項	項目	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	合計
		度 年間	度 年間	度 年間	度 年間	度 年間	度 年間	度 1-3Q	
工事進行基準	売上	▲40	▲0	53	▲2	▲30	▲73	▲37	▲128
	税前利益	▲36	1	71	▲79	▲180	▲245	▲9	▲477
部品取引 ¹	売上	-	-	-	-	-	-	-	-
	税前利益	▲193	▲291	112	▲161	▲310	▲3	255	▲592
経費計上 ²	売上	-	-	-	▲3	2	▲5	▲15	▲21
	税前利益	▲53	▲78	▲82	32	▲1	30	64	▲88
半導体在庫	売上	-	-	-	-	-	-	-	-
	税前利益	-	▲32	▲16	▲104	▲368	165	▲5	▲360
合計	売上	▲40	▲0	53	▲5	▲28	▲78	▲52	▲149
	税前利益	▲282	▲400	84	▲312	▲858	▲54	304	▲1,518

¹ 映像事業とパソコン事業の部品取引に関する修正の合計額

² 映像事業とパソコン事業と経費計上に関する修正の合計額

第2章 工事進行基準に係る会計処理について

一 工事進行基準の概要

1 工事進行基準の会計処理の概要

工事進行基準とは、工事契約【³】に関して、その工事の完成以前に工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積もり、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を計上する方法をいう。

具体的には、工事進行基準の適用に際して、原価比例法を採用する場合【⁴】には、工事収益及び工事原価は後述の数式によって算定される。

【原価比例法による工事収益・工事原価算定式】

- 当期の工事収益＝見積工事収益総額×決算日における工事進捗度(※)－当該工事に関する過年度工事収益計上額
- ※累計工事原価発生総額÷見積工事原価総額
- 当期の工事原価＝累計工事原価発生総額－当該工事に関する過年度工事原価計上額

工事進行基準を適用するためには、「工事収益総額」、「工事原価総額」及び「決算日における工事進捗度」の3要素について信頼性をもって見積もることができなければならない。

3要素を信頼性をもって見積もることができる場合には、工事進行基準を適用する必要があり、3要素を信頼性をもって見積もることができない場合には、工事完成基準【⁵】を適用する必要がある。

なお、「工事原価総額」が「工事収益総額」を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、その超過すると見込まれる額(以下「工事損失」という。)のうち、既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれ

³ 工事契約とは、仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うものを指す。

⁴ 東芝は工事進捗度の見積りに原価比例法を採用している。原価比例法とは、工事進捗度を、累計工事原価発生総額を見積工事原価総額で除した割合として見積もる方法である。決算日における工事進捗度を見積もる方法として原価比例法を採用する場合には、工事原価の事前の見積りと実績を対比することにより、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われていれば、通常、決算日における工事進捗度も信頼性をもって見積もることができるとされている。

⁵ 工事完成基準とは、工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で初めて工事収益及び工事原価の各総額を一括して認識する方法をいう。

た期に工事損失引当金として計上しなければならない。当該処理は工事進行基準であるか工事完成基準であるかにかかわらず適用する必要がある。

$$\text{工事損失引当金計上額} = \text{見積工事原価総額} - \text{見積工事収益総額} - \text{当期までに計上済の累計損益}$$

2 工事進行基準の一般的ナリスク

上述したように、工事進行基準の会計処理を行うには、各四半期末での工事収益総額と工事原価総額の見積りと各四半期に発生した工事原価の測定が必要になる。この点、工事収益総額は見積りではあるが主に顧客との交渉によって定まり、また、工事原価は実際に発生した費用の集計であることから、実際には、社内で行う工事原価総額の見積りによる虚偽表示のリスクが高い。具体的には、工事原価総額が過小見積りとなった場合、会計上は以下の虚偽表示が発生する。

(1) 売上の過大計上

各四半期末での工事原価総額が過小見積りとなった場合、工事進捗度が過大となるため、売上が過大計上されることになる。

(2) 工事損失引当金（受注損失引当金）の過小計上

ロスコン工事において、各四半期末での工事原価総額が過小見積りとなった場合、工事損失引当金（受注損失引当金）が過小計上されることになる。

(表 1) : 計算例

	見積工事 収益総額①	見積工事 原価総額②	工事原価 発生額③	工事進捗度 ④=③÷②	売上計上 ①×④	引当金計上 ②-①
見積りが合理的な場合	100	120	60	50%	50	10 (注1)
見積りが過小な場合		80		75%	75	0

(注1)②が①より大きいときのみ計上し、当期までに計上済の累計損益(売上一売上原価)は控除する

(表 2)：前述の区分における本件調査対象の整理

	案件名	売上の過大計上	引当金の過小計上
1	A 案件	○	○
2	B 案件	－(注 2)	○
3	C 案件	○	○
4	D 案件	○	○
5	E 案件	○	○
6	F 案件	○	○
7	G 案件	○	○
8	H 案件	○	○
9	I 案件	－(注 3)	○
10	J 案件	○	－(注 4)
11	K 案件	○	○
12	L 案件	－(注 3)	○
13	M 案件	○	○
14	N 案件	○	○
15	O 案件	○	－(注 4)

(注 2) もともと売上計上がされていなかったため、売上の過大計上はない

(注 3) 工事進行基準適用対象案件でないため、売上の過大計上はない

(注 4) ロスコン案件ではないため、引当金の過小計上はない

3 東芝における工事進行基準の重要用語

東芝では、各現場レベルで完全には統一されていないものの、会計上の表現である見積工事収益総額、見積工事原価総額に対応する表現として SP、NET という言葉が社内でも利用されており、その意味するところは以下のとおりである。

用語名	内容
見積工事収益総額	定義：工事契約において定められた、施工者が受け取る対価総額の見積額 会計上の見積値は、顧客と実質的に合意ができている部分のみが集計可能（今後の顧客と交渉による増額等は実質的に合意するまで含めることはできない）である。
SP	基本的には、見積工事収益総額と同じ意味で用いられているが、事業管理上は将来的に追加獲得可能と予測される対価を含めてSPと表現している場合がある。そのため、本報告書でSPと記載している場合、将来の追加契約額獲得の可能性を含めた金額を表す場合と、会計上入力すべき実質的な合意額を表現している場合がある。
見積工事原価総額	定義：工事契約において定められた、施工者の義務を果たすための支出総額の見積額
NET	NETとは、東芝の営業部からみたコスト発生額の意味で用いられている。すなわち、東芝内の工場に一部の業務を委託する場合、工場からの見積は工場利益を含む内部取引価格になっており、NETは見積工事原価総額よりも、工場利益相当額だけ金額が大きくなる（ただし、東芝の社内では使い分けが明確でないため、本報告書でNETと記載している場合、見積工事原価総額を表現している場合もある）。 営業部で行われる東芝の受注検討では営業部の利益額、すなわちSPとNETの差額を基礎として受注判断が行われており、会計上の見積工事原価総額、及び工事損失引当金の計上にあたっては、当該内部利益相当額を控除して計算が行われている。

二 調査の概要

本調査においては、工事進行基準による売上額に重要性がある、又は過去に重要な工事損失が発生した会社のうち、以下の観点から、案件規模及び工事損失の金額等を勘案し、一定の基準【⁶】に基づいて抽出されたサンプルについて、調査を実施した。

- (1) 種々の経営管理資料を閲覧し、東芝又は子会社が事業管理上リスクを認識している案件

⁶ ロスコン案件については最終的な工事損失金額、ロスコン以外の案件については見積工事原価総額の過小見積りによる損益影響額が5億円以上と見込まれる案件

(2) 会計数値の分析【⁷】を通じて、工事期間の後半に一定金額以上の損失が計上されている案件又は見積工事原価総額の変動について異常性がみられる案件

⁷ 会計数値の分析は、東芝本体及び、工事進行基準による売上額が調査期間内に経常的に100億円以上であるか、又は調査期間内に5億円以上のロスコン工事が発生している子会社（8社）に対して実施した。

三 調査により判明した事実

1 修正金額合計

【修正金額合計一覧】

(単位：億円)

	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014年度 第3四半期
電力社							
売上修正	▲40	2	51	0	▲0	▲11	7
売上総利益修正	▲36	12	60	▲21	▲5	▲24	17
SIS社							
売上修正	-	-	-	-	-	▲55	▲12
売上総利益修正	-	-	-	▲57	▲8	▲243	32
CS社							
売上修正	-	-	-	▲2	▲30	▲7	▲19
売上総利益修正	-	-	-	▲0	▲156	12	▲19
その他案件							
売上修正	-	▲2	2	-	-	-	▲13
売上総利益修正	-	▲11	11	-	▲10	10	▲40
合計							
売上修正	▲40	▲0	53	▲2	▲30	▲73	▲37
売上総利益修正	▲36	1	71	▲79	▲180	▲245	▲9

2 電力社

(1) A案件

ア A案件の概要

本案件は、電力社が、2012年1月にA地方自治体から、システム装置の製造を、納期2016年3月(当初)、契約金額71億円で受注した案件である。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

A案件については、入札前のNETは90億円であったが、事業戦略上の必要性から入

札に勝つために、具体的な裏付けのないコスト削減策が含まれたチャレンジ値（NET）70億円を設定し、入札価格（SP）を71億円と決定した。その結果受注にいたったが、受注時点では工事損失引当金を計上しなかった。

2013年度第2四半期には、NETが88億円と見積もられていたが、会計上はSPと同額の71億円で工事進行基準による売上計上を開始し、その後2014年度第3四半期にNETの増加を認識し初めて工事損失引当金を計上した。

電力社は2014年度より工事損失引当金を計上しているが、本来は、受注時点での合理的な見積工事原価総額が受注額（見積工事収益総額）を超過する部分について工事損失引当金を計上すべきであった。この修正により2011年度の見積工事原価総額は第4四半期で90億円、損益への影響額は▲19億円となる。

また、受注時点以降においても、見積工事原価総額について適時に見直しをするとともに、見直した見積工事原価総額に基づき工事損失引当金を計上するべきであった。

さらに、2013年度第2四半期からの工事進行基準の適用による損益も、適時に見直した見積工事原価総額に基づいて計上するべきであった。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

A案件は、受注時から損失の発生することが見込まれており、その後のCDの検討においても依然として損失の発生が見込まれていたにもかかわらず、適時な見積工事原価総額の見直し及びそれに基づく工事損失引当金が計上されることはなかった。その原因としては、プロジェクト部門及び原子力営業管理部において、損失発生の蓋然性及び金額がほぼ確実といえないうちは、五十嵐安治CPから工事損失引当金の計上を認めてもらえないと考えていたことにあると思料される。

(2) B案件

ア B案件の概要

本案件は、電力社が、2013年5月に、B国立研究開発法人から、システム装置の詳細設計及び製作一式を納期2015年3月（当初）、契約金額21億円で受注した案件である。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

B案件では、2013年4月の受注政策会議において見積工事原価総額を34億円と見積もっていたため、受注時から工事損失の発生が見込まれていたが、電力社は、受注時

点では工事損失引当金を計上しなかった。その後の翌四半期以降も工事損失引当金は計上されていない。また、同案件において、電力社は、受注時には見積工事原価総額が信頼性をもって見積もれる状態になっていたにもかかわらず、工事進行基準を適用しなかった。

電力社は、B 案件については案件を受注した 2013 年度第 1 四半期に工事損失引当金を計上すべきであった。また、B 案件を受注した 2013 年度第 1 四半期から工事進行基準による売上の計上を開始すべきであった。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

受注時以降工事損失引当金が計上されなかった原因としては、プロジェクト部門及び原子力営業管理部において、損失発生の蓋然性及び金額がほぼ確実といえないうちは、五十嵐安治 CP から工事損失引当金の計上を認めてもらえないと考えていたことにあると思料される。

受注時から工事進行基準の適用を開始しなかった原因は、プロジェクト部門及び原子力営業管理部において、工事進行基準による売上の計上を開始した後は工事損失引当金を計上することは避けられないとの認識に基づき、CD の可能性及び追加 SP 獲得の可能性等を口実にして、工事損失引当金の計上を遅らせようとする意図が働いたことによるものと思料される。

(3) C 案件

ア C 案件の概要

本案件は、取引先 C 社から発電所の付帯設備装置の建設に関し、電力社が、2001 年 6 月に元請 C 社から、発電所の付帯設備装置の設備設計・建設・保守メンテナンスプロジェクトを、納期 2009 年 12 月（当初）、契約金額 11 億円で受注した案件である。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

C 案件においては、2009 年 12 月検収確認が実施されたものの、検収の時点で発電所の付帯設備装置にトラブルが続いており、検収書受領後も元請 C 社との合意に基づいて保証工事を行うことになり、保証工事の一部について、電力社は、子会社である TPSC に作業を依頼し（以下、保証工事のうち TPSC に依頼した工事を「TPSC 実施工事」という。）、2010 年から 2014 年にかけて断続的に TPSC 実施工事を含む保証工事を実施した。しかし、電力社は、TPSC 実施工事に関して、2010 年度から 2014 年度第 1 四半期

までの間、TPSC に対して正式な注文書の発行をせず、TPSC との減額交渉を行っていること等を理由に、C 案件の見積工事原価総額に含めていなかった。

実質的には電力社から TPSC に対して工事が発注され、TPSC による工事も実施されていた以上、電力社は、TPSC 実施工事に係る工事費用を適時に C 案件の見積工事原価総額に含めた上で、工事進行基準による売上及び工事損失引当金を 2010 年度末以降各年度にわたり計上すべきであった。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

TPSC 実施工事に係る工事費用が見積工事原価総額に含まれなかった原因は、見積工事原価総額の変更を行うべき営業部及び原子力営業管理部担当者において、既に大幅な赤字案件となっていた C 案件について、さらに損失を計上することになることを先延ばしにしたいとの意識から、TPSC との減額交渉が継続していることをいわば口実にして、適時・適切な見積工事原価総額の変更を怠っていたことによるものである可能性が相当程度存在するものと思料される。

(4) D 案件

ア D 案件の概要

本案件は、電力社が、2011 年 7 月に、取引先 D 社から D 発電所の製造を、納期 2016 年 8 月（当初）、契約金額 189 億円で受注した案件である。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

本案件は、見積工事原価総額に含まれる外貨購入品に係る工事原価が外貨建であったが、受注時の為替レート（1 米ドル＝85.0 円）を適用したまま、2011 年度から 2014 年度第 3 四半期まで売上及び売上原価を計上していた。

経理規程によれば、見積工事原価総額に外貨購入品が含まれている場合には未調達外貨額について直近の月次レートを用いて換算替を行い、見積工事原価総額の修正を行うこととされている。

2013 年度末において為替レートの変動等により、見積工事原価総額が見積工事収益総額を超過していたものの、電力社は、為替差によるコスト増加分の挽回も含めて今後コスト削減の余地があると考えて、見積工事原価総額の修正を行わず、工事損失引当金を計上しなかった。その後翌四半期以降も、2014 年度第 3 四半期までの間、工事損失引当金の計上はなされていない。

前述のコスト削減については具体的な裏付けがなく、電力社は、2013年度末時点で、見積工事原価総額の修正を行った上で、工事損失引当金を計上すべきであった。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

2013年度第4四半期以降、前述の会計処理が行われなかった原因としては、事業部長をはじめとする関係者において、CD等による収支改善の余地があると考えていたためであった可能性を完全には否定できない。しかし、CD等によって損失発生を回避できるという具体的な検討がなされた形跡がないこと等に照らすと、予算必達のプレッシャーを背景に、前述の関係者が工事損失引当金を計上することを回避する意向を有していたことが原因である可能性も相当程度存在し、損失計上の先送りの意図を有していたことによるとの疑いも払拭できない。

(5) E 案件

ア E 案件の概要

本案件は、電力社が、2007年2月に、取引先E社から、E発電所のボイラー、タービン、発電機を一括で、納期2010年8月（当初）、契約金額545億円で受注した案件である。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

E案件では、契約後、資材価格の高騰によりコストが上昇したこともあり、2007年12月に12億円の工事損失の発生が見込まれていたが、合理的な理由なく、工事損失引当金の計上は行わなかった。それ以降も、会計上は、2010年8月の工事完成時に69億円の損失が計上されるまで、一切、工事損失引当金は計上されなかった。

本来、2007年12月の時点で損失発生が見込まれていたことから、2007年度第3四半期において工事損失引当金を計上すべきであった。

また、それ以降もさらにコストが増加していたため、見積工事原価総額を増額し、工事損失引当金を計上すべきであった。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

2008年1月17日から同年3月26日にかけて、火力プラント事業部の営業部担当者らは、北村秀夫 CP に対して工事損失引当金を計上したい旨を相談したが、北村秀夫

CPは最終的にこれを承認しなかった。そのため、2007年度第3四半期及び第4四半期において工事損失引当金は計上されなかった。北村秀夫CPが工事損失引当金の計上を承認しなかったのは、損失計上を先送りする意図があったものと思料される。なお、2008年1月の社長月例において、西田厚聰Pは工事損失が生じるとの報告を受けていたが、工事損失引当金を計上することを前提とした報告と考えており、工事損失引当金計上に反対したことを示す事実は見当たらない。

また、2008年度第1四半期以降に、営業部担当者らにおいて必要な手続が行われなかった原因は、北村秀夫CPが工事損失引当金の計上を承認しなかったという従前の経緯があることに加えて、五十嵐安治CPによる予算目標必達のプレッシャーが存在したことから、事業部長をはじめ担当者らにおいては、仮に承認を求めたとしても承認を得られるはずもないと考えていたことにあると思料される。

(6) F 案件

ア F 案件の概要

本案件は、電力社が、2006年3月に、取引先F社から、F発電所に発電所2機の建設を、納期2009年10月（当初）、契約金額306億円で受注した案件である。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

F案件では、2007年度第4四半期において、契約後の追加コストの発生により20億円の工事損失の発生が見込まれていたが、具体的な裏付けのないCD施策を織り込むこと等により、工事損失引当金の計上をしなかった。その後、翌期以降も、工事損失引当金を計上することはなかった。

前述のCD施策はそのほとんどが具体的な裏付けのないものであり、合理的根拠を欠いていたといわざるを得ないものであったことから、本来は、当該時期に、見積工事原価総額の増額を行うとともに、工事損失引当金を計上すべきであった。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

2007年度第4四半期において工事損失引当金を計上しなかった原因は、営業部担当者らにおいて、SPアップが見込まれたことや、今後のCD活動を理由に採算が改善する可能性があるのではないかという楽観的な見方がなされていたとともに、同じ事業部で担当していたE案件において工事損失引当金の計上につきCPの承認を得られなかったという事情から、仮に、F案件で工事損失引当金の計上を求めてもCPの承認を得

られることはないと考えたことにあると思料される。

(7) G 案件

ア G 案件の概要

本案件は、東芝の連結子会社である WEC【⁸】が、2007 年から 2009 年にかけて、G 発電所の建設等を、納期 2013 年～2019 年（当初）で受注（2009 年 3 月度時点の契約金額合計 76 億米ドル）した案件である。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

G 案件における設計変更及び工事遅延等による見積工事原価総額の増加見積値【⁹】について、2013 年度第 2 四半期及び第 3 四半期において WEC からそれぞれ 385 百万米ドル、401 百万米ドルの追加認識リスクについて報告があったところ、東芝で評価した結果として、それぞれ 69 百万米ドル、293 百万米ドルを織り込んで会計処理を行った。なお、第 4 四半期については、東芝と WEC の合意の下で 401 百万米ドルを織り込んで会計処理を行っている。

しかし、第 2 四半期においては東芝による見積工事原価総額の増加見積値の削減評価については、十分な根拠がなく、WEC による報告値である 385 百万米ドルを織り込むべきであった。

第 3 四半期において会計監査人である新日本監査法人は、見積工事原価総額の増加見積値について、WEC 側から報告された 401 百万米ドル（損益への影響額▲332 百万米ドル）を計上するべきと主張したが、これに対して東芝は 293 百万米ドル（同▲225 百万米ドル）を採用した。しかし、東芝採用値には具体的な根拠がないため WEC から報告された 401 百万米ドルを採用すべきであった。これらの金額には、損益影響額で▲107 百万米ドルの齟齬が生じていたが、新日本監査法人は最終的にこれを未修正の虚偽表示【¹⁰】として処理した。

⁸ WEC は、原子力発電機器、原子燃料の設計、製造、保守を主要な事業とする、米国ペンシルベニア州に本店を置く米国法上の Limited Liability Company である。WEC は、東芝が議決権の 87%を有する東芝原子力エネルギーホールディングス（米国）社（TNEH）が持分の全部を実質的に所有する、東芝の連結子会社である。

⁹ G 案件の見積工事原価総額の増加見積値に関し、関係者間においては、SP の増加見積値を控除した後の金額をベースにしたやり取りがなされていた。そのため、本報告書の G 案件に関する記述においては、かかる SP の増加見積値を控除した後の見積額として「見積工事原価総額の増加見積値」との用語を用いる。また、前述金額については各四半期で総額ベースでの記載としている。

¹⁰ 「未修正の虚偽表示」とは、財務諸表監査で発見された虚偽表示（報告される財務諸表項目の金額等と、

ただし、前述の修正はいずれも四半期ベースの修正であり年度の財務諸表においてはこれらの影響は相殺されている。第 2 四半期の損益影響は▲225 百万米ドル、第 3 四半期の損益影響は 123 百万米ドル、第 4 四半期が 102 百万米ドルである。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

東芝が、2013 年度第 2 四半期連結決算において、G 案件の見積工事原価総額の増加見積値について、WEC 側の増加見積値 385 百万米ドルを採用せず、東芝側の増加見積値 69 百万米ドルを採用した原因は、同四半期末日の経過後の 2013 年 10 月になって WEC から増加見積値の報告を受けてその精査を指示した五十嵐安治 CP、また、決算の取り纏めを行うカンパニー経理部及びコーポレート財務部において、当四半期の連結決算において損失を計上することを回避し、次期以降に先延ばししようとする意図のもとに、十分な根拠のないコスト削減策により WEC 側の増加見積値を削減できると結論付けたことにある可能性が高い。また、田中久雄 P 及び久保誠 CFO においても、当時、G 案件の見積工事原価総額の増加見込みについて報告を受け、69 百万米ドルからの更なる増加が生じないように、見積値の精査・改善等を指示していたものであり、WEC 側の増加見積値を当四半期の連結決算に織り込んだ場合の業績に与えるマイナスの影響を回避したいとの意図により、カンパニー経理部等に対して適切な会計処理を行うべき旨の指導等を行わなかった可能性は否定できない。

次に、東芝が、2013 年度第 3 四半期連結決算において、G 案件の見積工事原価総額の増加見積値について、WEC 側の増加見積値▲332 百万米ドル（損益インパクトベースでの金額。以下金額について同じ。）を採用せず、▲225 百万米ドルとの増加見積値（東芝側の増加見積値▲75 百万米ドルに▲150 百万米ドルを加えた金額）を採用した原因は、田中久雄 P 及び久保誠 CFO において、WEC 側の増加見積値に従った場合の G 案件の見積工事原価総額の大幅な増加に基づき当四半期連結決算において損失を計上することが業績に与える重大なマイナスの影響を回避し、次期以降に先延ばししようとする意図のもとに、根拠となる詳細な明細がないなど具体的な裏付けのない▲225 百万米ドルとの数値を見積工事原価総額の増加として織り込むこととした可能性が高い。▲225 百万米ドルとの増加見積値は、その算定経緯に関する協議の内容について久保誠 CFO と新日本監査法人との間に見解に齟齬があるものの、久保誠 CFO が、第 3 四半期決算確定の期限が迫る中での新日本監査法人への対応状況を踏まえ、未修正の虚偽

適用される財務報告の枠組みに準拠した場合に要求される財務諸表項目の金額等との差異)を意味する。財務諸表監査の目的は、全ての虚偽表示を発見することではなく、全体として重要な虚偽の表示がないことに関する合理的な保証を得ることであるため、監査の過程で未修正の虚偽表示が発見されても、当該未修正の虚偽表示に重要性がなければ、必ずしも財務諸表を修正する必要はない。

表示として許容され得る（修正を求められない）と見込んだ金額を基に逆算的に考え出した数値であり、田中久雄 P の了承を経て、東芝連結決算に織り込まれることになったものと認められる。

3 SIS 社

(1) H 案件

ア H 案件の概要

本案件は、SIS 社が、2013 年 9 月に、取引先 H 社より、取引先 H 社管内に設置されるスマートメーター（約 2,700 万台）用の通信システムの開発、スマートメーターの機器製造、設置、保守を納期 2024 年 3 月（当初）、契約金額 319 億円【¹¹】で受注した案件である。

なお、スマートメーターの機器製造部分については検収基準（契約金額 178 億円）、それ以外の開発、設置、保守部分は工事進行基準（契約金額 141 億円）によって会計処理がなされている（以下、当該業務対象範囲の案件を「H 案件」という。）。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

H 案件において、SIS 社は、2013 年 9 月開催の受注政策会議において契約金額の上積みや追加のコスト削減策を考慮したとしても 80 億円程度の工事損失の発生が予想されていたものの、合理的な理由なく、受注時点において工事損失引当金を計上せず、2013 年度第 3 四半期以降も工事損失引当金の計上をしなかった。

2013 年 9 月受注時において、コスト削減策を考慮したとしても 80 億円の損失が見込まれているため、2013 年度第 2 四半期において工事損失引当金を計上すべきであった。また、H 案件は、SIS 社にとって経験のない新規の案件であることから、各期の見積工事原価総額の計算にあたっては、確実なコスト削減策のみ織り込んで見積りを行うべきであった。

2013 年度の見積工事原価総額の増額は第 2 四半期で 255 億円、損益への影響額は▲255 億円となる。

なお、本件については、当時の見積りの精度が不十分である等の理由から、その後

¹¹ 実質的な受注金額は 319 億円であるが、当該金額に取引先 H 社が担当するスマートメーターの据付工事分 80 億円を含む 399 億円で見積りを提出している。

の時期の見積りを用いて修正している。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

2013 年度に工事損失引当金が計上されなかった原因は、まず、H 案件の受注時に SIS 社が行った見積りの精度が不十分であったこと等の事情により、SIS 社が合理的な損失見込額を認識していなかったことにある。また、当該見積りを前提としても、SIS 社としては少なくとも 42 億円の工事損失引当金の計上の必要性を認識し、受注前に田中久雄 P 及び北村秀夫 GCEO に対して 2013 年度に 42 億円の工事損失引当金計上の承認を求めたにもかかわらず、同人らが承認しなかったことにある。田中久雄 P 及び北村秀夫 GCEO には、損失計上を先送りしようとの意図があったものと思料される。2014 年度第 2 四半期に工事損失引当金が計上されなかった原因は、SIS 社として、従前の P らの発言などから、工事損失引当金の計上をするためには、予算統制の観点から、当該引当金額に見合った利益を上げることが求められると認識していたことにあると思料される。また、田中久雄 P 及び真崎俊雄 GCEO は、2014 年度第 2 四半期の報告において、SIS 社より 2014 年度第 4 四半期に工事損失引当金を計上したい旨の報告を受けたにもかかわらず、直ちに（2014 年度第 2 四半期に）工事損失引当金を計上させるべく適切な指示等を行った形跡はないが、このことについても、損失計上を先送りしようとの意図があったものと思料される。

なお、SIS 社の経理部、コーポレートの財務部（CFO を含む）においても、経理部長は受注政策会議に出席し、久保誠 CFO は受注前に田中久雄 P らと同様の説明を受けていたものであるから、2013 年度第 2 四半期以降、各四半期における工事損失引当金の計上の必要性を認識していたにもかかわらず、これを計上させるべく適切な指導を行っておらず、会計処理の適切さよりも会計上の損益の改善を優先させることもやむを得ないという意識を持っていたものと考えられる。また、CFO であった久保誠氏が 2014 年 6 月に監査委員長に就任しているにもかかわらず、会計処理について何らの指摘も行っておらず、監査委員会が内部統制機能を果たしていたとは評価できない。

(2) I 案件

ア I 案件の概要

本案件は、東芝の米国現地法人である TIC 米が、2010 年 12 月に、取引先 I 社の米

国現地法人 I 社子会社から、顧客 I 社向け地下鉄向け電車用電機品の納入を納期 2013 年 7 月ないし 2015 年 7 月【¹²】(当初)、契約金額 129 百万米ドルで受注した案件である。

SIS 社は、TIC 米から当該電機品の設計及び一部製造を請け負っており、TIC 米は組立を担っている。TIC 米が I 社子会社と締結した契約において、TIC 米には、前述のとおり、364 両分の電機品を 129 百万米ドルで納入する義務が課せられているほか(以下「ベース契約」という。)、さらに I 社子会社の選択により追加で最大 384 両分の電機品を、122 百万米ドルで納入する義務が生じることとされていた。なお、SIS 社は、I 案件について検収基準を適用し、売上は電機品の検収時に計上している【¹³】が、工事進行基準案件と同様に工事原価総額【¹⁴】の見積りに重要性があるため、調査対象に含めている。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

I 案件において SIS 社は、2012 年 3 月の時点で、翌月には Final Design Review と呼ばれる最終的な仕様会議が控えており仕様がほぼ確定していたことから、合理的な見積りができる状態にあり、ベース契約に係る受注金額 129 百万米ドルに対して原価総額を 207 百万米ドルと見積もるなど損失発生の可能性を認識していたが、合理的な理由なく、受注損失引当金【¹⁵】を計上しなかった。

本来、2012 年 3 月の時点で損失発生が合理的に見込まれていたことから、2011 年度末において受注損失引当金を計上すべきであった。また、2012 年度以降も、それぞれ追加的に損失を計上すべきであった。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

2011 年度末に I 案件について受注損失引当金の計上が行われなかった原因は、北村秀夫 GCEO が久保誠 CFO とともに、2012 年 3 月 16 日、I 案件について、受注損失引当金を計上しない旨の判断を行ったことであると認められるところ、北村秀夫 GCEO 及び

¹² 量産車両用(360両分)の当初納期である。なお、プロト車両用(1両分)の当初納期は2012年1月、パイロット車両用(4両分)の当初納期は2012年10月である。

¹³ 工事進行基準の適用対象となるのは、工事契約及び受注制作のソフトウェアであるとされているところ、I案件はそのいずれにも当たらない。

¹⁴ I案件は、会計上の工事契約ではないため、工事原価総額、工事収益総額等の表現は厳密に適切ではないが、本報告書ではあえて表現を区別していない。

¹⁵ 本件は工事契約に関する会計基準が適用されないため勘定科目名は他の取引と異なり、工事損失引当金の名称が用いられていない。

久保誠 CFO において当期の損失計上を回避して先延ばしにしようとの意図が存在したと史料される。佐々木則夫 P は I 案件について数十億円程度の損失発生の見込みがあること及びそれにもかかわらず受注損失引当金が計上されていないことを認識していたのであるから、受注損失引当金の計上をすべく促し、あるいは指示等を行うべきであったが、そのような促しや指示等が行われた形跡は見当たらない。むしろ、I 案件について当期における損失計上を回避すべく計上の促しや指示等を行わなかったとも考えられる。

2012 年度において、SIS 社は I 案件について受注損失引当金の計上を行っていないが、その原因は、SIS 社において、受注損失引当金を計上すれば I 案件が赤字受注であったことを自認することになり、そのような赤字受注を行ったカンパニーの責任を問われることになるため、受注損失引当金の計上は避けたいとの思惑があったものと思料される。佐々木則夫 P 及び北村秀夫 GCEO は、I 案件が大きなロスを出しそうであることを認識しており、当期における損失計上を回避すべく促しや指示等を行わなかった疑いが残る。

2013 年度上期末において、SIS 社は I 案件について必要な額の一部のみしか受注損失引当金の計上を行っていない。その原因は、これまで I 案件の受注損失引当金計上に関しては、コーポレート側より厳しい姿勢が示されていたことや、SIS 社において、従前の P らの発言などから、受注損失引当金の計上をするためには、予算統制の観点から、当該引当金額に見合った利益を上げることが求められると認識していたところ、2013 年度上期の業績が厳しい見通しであったため、当期の損失計上を回避し先延ばしにしようとする意図が存在したことにあると思料される。また、田中久雄 P 及び北村秀夫 GCEO は、2013 年 7 月、SIS 社より、受注損失引当金を計上する必要があることの説明を受け、同説明に基づき、20 億円について受注損失引当金を計上することを承認しているところ、両名としては、受注損失引当金が I 案件について合理的に発生が予想される損失として十分でないことを認識しえた可能性が高く、両名において、当期の損失計上を回避し先延ばしにしようとする意図が存在したものと思料される。

2013 年度末において、SIS 社は I 案件について必要な額の一部のみしか受注損失引当金の計上を行っていない。その原因は、SIS 社において、従前の P らの発言などから、受注損失引当金の計上をするためには、予算統制の観点から、当該引当金額に見合った利益を上げることが求められると認識していたところ、2013 年度の業績が厳しい見通しであったため、当期の損失計上を回避し先延ばしにしようとする意図が存在したことにあると思料される。また、田中久雄 P 及び北村秀夫 GCEO は、2013 年度下期の社長月例及び四半期報告会において、I 案件に関して、2013 年度の営業損益に対して▲60 億円のリスク影響額を有するものの、2013 年度上期に 25 億円の受注損失引当金が計上されたのみであることの報告を受けているが、受注損失引当金を計上すべく促しや指示等が行われた形跡は見当たらなかった。その原因としては、田中久雄 P

及び北村秀夫 GCEO においても、当期における損失計上を回避し先延ばしにする意図を有していたことにある可能性が高いと思料される。

なお、SIS 社の経理部、コーポレートの財務部（CFO を含む）においても、2011 年度末に受注損失引当金の計上等の会計処理の整理を検討し、久保誠 CFO においては受注損失引当金を計上しないことを決定するなど、2011 年度末以降、各四半期における受注損失引当金の計上の必要性を認識していたにもかかわらず、これを計上させるべく適切な指導を行っていない。このことからすれば、経理部及び財務部は、会計処理の適切さよりも会計上の損益の改善を優先させることもやむを得ないという意識を持っていたものと考えられる。また、監査委員会においても、I 案件で損失発生のおそれがあることを認識しつつ財務部への一般的な注意喚起以外の対応を行った形跡がなく、監査委員会としての内部統制が十分に働いていなかったと言わざるを得ない。

(3) J 案件

ア J 案件の概要

本案件は、SIS 社が、2008 年 10 月に、取引先 J 社から海外の電力会社向け発電所に関する工事を、納期 2013 年 10 月（当初）、契約金額 118 億円で受注した案件である。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

J 案件においては、2013 年度第 2 四半期に見積工事原価総額の見直しを行い、コスト削減 17 億円を織り込むことによって、ほぼ同額の利益を計上した。

コスト削減は具体的な施策の裏付けが少なく、また実際に削減できたコストは 1 億円にとどまった。そのため、当該コスト削減の織り込みは合理的であったとはいえ、SIS 社は減額前を見積工事原価総額を認識すべきであった。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

2013 年度第 2 四半期に見積工事原価総額を減額した原因は、当時コーポレートから SIS 社に、SIS 社（CP）から各事業部に、予算達成に対する強いプレッシャーが順次かけられていたことから、電力流通システム事業部の海外電力流通営業部において、予算達成のためには適切性を欠くとしても会計上の損益を改善しようと考えたことにあると認められる。

また、2014 年度第 4 四半期には、原価注入率（見積工事原価総額に対する実コストの発生比率）が 100%に達していたにもかかわらず、更なる工事原価の発生が見込ま

れていたのであるから、見積工事原価総額を増額する見直しが必要であったが、同営業部はこれを行っていない。この点についても、同営業部において当期の損失計上を回避し先延ばしする意図があった疑いが残る。

4 CS 社

(1) K 案件

ア K 案件の概要

本案件は、SIS 社が、2012 年 11 月に、取引先 K 社から ETC 設備更新工事を納期 2016 年 3 月（当初）、契約金額 97 億円で受注し、その後 CS 社の発足に伴い、CS 社に移管された案件である。

イ 問題となる会計処理及びその適切性

K 案件は、既存システムとの並行運用からの切り替えや料金体制の複雑さ、交通量の多い中での大規模な工事や特殊な仕様対応などの要因から、もともと技術的な難易度の高い案件であった上に、SIS 社による着工後、仕様承諾の遅れや人工不足、システムトラブル対応などによりコストが大幅増加したため、工事原価総額の成行値が継続的に増加しており、2013 年度に 35 億円の工事損失の引当を行い、11 億円の工事損失引当金を計上した。

SIS 社は、2011 年度第 4 四半期より K 案件に関して工事進行基準を開始している。しかし本来は、2011 年度第 4 四半期は、受注後の仕様の詳細化に時間がかかり、信頼性のある見積りを行い得なかったのであるから、当該時期に工事進行基準を適用すべきではなく、同四半期に計上されていた売上高 2 億円及び売上総利益 0.2 億円は計上するべきではなかった。

また、仕様の詳細化の過程でコストの増加を想定せざるを得ない状況が発生し、2012 年度第 1 四半期に開催されたステアリング会議で K 案件の営業担当から、当該コストの増加により見積工事収益総額（97 億円）を超える見積工事原価総額（112 億円）となる見込みであることが報告された。この報告によれば、当該時期に社内システム上の NET を増額した上で工事損失引当金（15 億円）の計上をすべきであった。

さらに、着工後の 2012 年度第 4 四半期時点で前述のトラブルが発生し、コストが増加することになったが、契約金額を一部しか増加させることができず、これらのコスト増加分を吸収することはできなかった。したがって、当該四半期時点において、見積工事収益総額及び見積工事原価総額を増加した上で追加の工事損失引当金（141 億

円) を計上すべきであった。

ウ 不適切な会計処理の発生原因

2011 年度第 4 四半期に、信頼性に欠ける見積りを前提に工事進行基準を適用し、売上高及び売上総利益を計上した原因は、SIS 社において行った見積りが信頼性に欠けるものであることを認識していなかったことにあると認められる。

2012 年度第 1 四半期に、ソリューション・自動化機器事業部は、ステアリング会議で 15 億円の工事損失の発生が見込まれていることの報告を受けたにもかかわらず、工事損失引当金を計上していない。その原因については、K 案件の受注は、M 率 110% を条件として真崎俊雄 CP より承認されたという経緯に鑑みると、受注後半年しか経過していない段階においては、当期の工事損失引当金の計上について真崎俊雄 CP の承認が得られないと判断し、当期の工事損失引当金の計上を回避し先延ばしにしようとする意図が存在した疑いが残る。

2012 年度第 4 四半期から 2013 年度第 2 四半期において、真崎俊雄 CP に対して損失発生の見込みが存在することが継続的に報告され、田中久雄 P 及び北村秀夫 GCEO に対しては、2013 年 7 月に 36 億円～101 億円の損失発生の見込みが報告された上、同年 8 月には 2013 年度第 3 四半期以降に 45 億円の工事損失を引当することの承認申請がなされた。当該経過を経て、2012 年度第 4 四半期から 2013 年度第 2 四半期において工事損失引当金が計上されることはなかった。その原因は、SIS 社において 2013 年度上期の業績に鑑み、工事損失引当金の計上を回避し先延ばしにしようとする意図があった可能性が高い。また、この時点で報告を受けた田中久雄 P 及び北村秀夫 GCEO が、SIS 社に対し当期に工事損失引当金を計上するよう促しや指示等を行った形跡は見当たらなかったが、当該促しや指示等がなされなかった原因は、当期の工事損失引当金の計上を回避し先延ばしにする意図が存在したことにありと見られる。

2013 年度第 3 四半期には、田中久雄 P は K 案件の改善施策が全て達成できた場合の目標値が損失見込額 87 億円であることの報告を受け、35 億円の工事損失の計上の承認を求められたにもかかわらず、87 億円全額について工事損失を計上するよう促しや指示等を行わないばかりか、35 億円の工事損失の計上時期についても、2013 年度第 3 四半期ではなく第 4 四半期に行う方針を示した。田中久雄 P がそのような対応をとった原因は、K 案件について工事損失を計上すると CS 社の 2013 年度第 3 四半期の営業利益が対予算未達となる見込みであったことから、当期の工事損失引当金の計上額を一部に留め、残りの損失の計上を先延ばしにする意図を有していたことにありと見られる。

なお、SIS 社ないし CS 社の経理部、コーポレートの財務部及び久保誠 CFO においても、経理部については 2012 年度第 4 四半期における真崎俊雄 CP への報告に同席して

以降継続的に報告を受けており、久保誠 CFO 及び財務部長については 2013 年度第 3 四半期に 87 億円の工事損失が見込まれるとの報告を受けており、工事損失引当金の計上の必要性を認識していたにもかかわらず、これを計上させるべく適切な指導等を行っていない。久保誠 CFO や財務部長のそのような対応からは、多額の工事損失引当金を計上した場合の役員に対する責任追及の動きや全社損益に対する影響を懸念していることが窺われる。また、経営監査部及び監査委員会においても、K 案件について多額の損失が見込まれることを認識していたにもかかわらず、会計処理に関して何らの指摘を行っておらず、内部統制が機能していなかったと思料される。

5 その他

(1) 約 10 億円未満の修正額となる案件

ア L 案件

(ア) 案件の概要と修正内容

SIS 社は、取引先 L 社から、既に受注していた工事（以下「本体工事」という。）に関連して、2011 年に追加で仕様変更工事を当初納期 2014 年 3 月、契約金額 5 億円で受注した（以下「追加工事」という。）。

追加工事については、取引先 L 社と SIS 社との間で本体工事とは別個の契約が締結予定であり、実態としても追加工事は本体工事から独立した工事であることから、SIS 社は追加工事を本体工事とは異なる工事単位として認識し、本体工事を区分して会計処理を行った。

本体工事については工事進行基準を適用しているが、追加工事については社内規程による工事進行基準適用の金額基準（10 億円）を下回るため、工事進行基準を適用せず、工事完成基準を適用の上、工事完成時に売上高 5 億円、損失 10 億円を計上した。

しかし、この追加工事について、SIS 社は、既に 2012 年度第 2 四半期の時点で工事原価総額を 15 億円と見積もることができ、工事損失発生の可能性を認識できる状況にあったことから、その時点で工事損失引当金を計上すべきであった。

(イ) 不適切な会計処理の主たる発生原因

2012 年度第 2 四半期以降、工事損失引当金の計上が行われなかったのは、営業部担当者において、本体工事部分と追加工事部分とを合算すれば損失は生じないため、追加工事部分を単独でロスコン案件として取り扱う必要はないと誤解していたからであ

る。すなわち、不適切な会計処理が行われた主たる原因は、営業部担当者における必要な会計知識が欠如していたことにあると認められる。

イ M 案件

(ア) 案件の概要と修正内容

本案件は、電産社（現在の SIS 社。以下「SIS 社」という。）が、2010 年 1 月に、取引先 M 社から、発電システムの据付を、納期 2010 年 10 月（当初）、契約金額 33 億円で受注した案件である。

M 案件は、受注時から損失が発生することが見込まれていたが、合理的な理由なく工事完成直前の 2010 年度第 2 四半期まで工事損失引当金の計上が行われていなかった。

しかし、受注時に工事損失引当金を計上し、その後も仕様変更や資材価格の上昇に応じて適時に見積工事原価総額の見直しをすべきであった。

(イ) 不適切な会計処理の主たる発生原因

SIS 社は、工事損失引当金計上のための手続を行っていない。仲田隆一 CP らをはじめとする SIS 社関係者は、今後のコスト削減等により損益改善が見込まれたためと述べているが、実際には客観的根拠に基づく損益改善が見込まれておらず、工事損失引当金計上のための手続を行わなかった原因は、SIS 社関係者において損失計上先送りの意図を有していたためであるとの疑いが残る。

ウ N 案件

(ア) 案件の概要と修正内容

本案件は、SIS 社が、2013 年 3 月に、取引先 N 社より、海外の変電設備に関する工事とその関連機材を、納期 2014 年 5 月（当初）、契約金額 20 百万米ドル（20 億円）で受注した案件である。なお、本案件は主に機器の製造及び販売であり、現地での据付工事等は含まない。

N 案件においては、2014 年 9 月末に、主要製品の船積みが完了したことを理由に、実際には全ての作業が完了していないにもかかわらず工事完成処理を行い、見積工事収益総額のうち未計上相当額の全額を売上計上していた。

2014 年度第 2 四半期の時点では、全ての作業が完了していないため、工事完成処理によって計上された売上の一部は、全ての作業が完了した 2014 年度第 3 四半期におけ

る売上として計上すべきであった。

また、N 案件の採算悪化について、2014 年度第 2 四半期に追加コストの発生が見込まれていたことから、見積工事原価総額を見直した上で、工事損失引当金を計上すべきであった。

(イ) 不適切な会計処理の主たる発生原因

2014 年度第 2 四半期において工事完成処理を行ってしまった原因は、実際にはまだ作業が残っており、工事完成処理することができない状況にあったが、営業部担当者においては、主要製品さえ船積みされていれば工事完成処理を行ってよいと理解していたことにあると認められる。また、2014 年度第 2 四半期において、見積工事原価総額の増額を行わず、工事損失引当金を計上しなかった原因は、営業部担当者において、機器の製造及び販売という案件の性質上、仕様の変更がないにもかかわらず、コストが大幅に増加することなどあり得ないと考えていたことなど、独自の考え方に基づいて必要な会計処理を怠ってしまった点にあると思料される。

エ 0 案件

(イ) 案件の概要と修正内容

本案件は、SIS 社が、2012 年 9 月に、官庁 0 から変電所設備に関する変圧器等の機器の製造及び設置の他、建屋等の建設、土木工事等を受注したもので、納期は 2014 年 1 月（当初）、契約金額は 141 億円（円貨ベース）である。

0 案件においては、2014 年度第 1 四半期及び同第 2 四半期の両時点で見積工事原価総額の増加が見込まれ、合理的な見積りも可能であったにもかかわらず、会計処理には反映されていなかったが、本来は適時に見積工事原価総額を修正すべきであった。

(イ) 不適切な会計処理の主たる発生原因

2014 年度第 1 四半期、同第 2 四半期の両時点で、見積工事原価総額の増加が見込まれたにもかかわらず、これを適時に修正しなかった原因は、営業部担当者において、コスト発生 of 明確な裏付けがあるもの以外は、NET の変更を行う必要はないと考えていたこと、同案件では、2014 年 12 月中に受電完了見込みであったことから、コストの発生が確定しているもの以外は、2014 年度中に処理すれば足りると考えていたことにあると認められる。

すなわち、営業部担当者における適切な会計処理に対する意識の低さが、同案件に

おける不適切な会計処理の主たる発生原因であると思料される。

(2) 会社から修正を行う旨が告知された案件

P 案件、Q 案件、R 案件、S 案件については東芝から修正を行う旨が告知された。これらの案件は本委員会の調査の対象外であるが、修正による財務諸表への影響は、別紙 2 を参照されたい。

第3章 映像事業における経費計上等に係る会計処理

一 問題となる会計処理

1 概要

東芝ないし TLSC（以下本章において「東芝」という。）の映像事業においては、遅くとも2008年頃【¹⁶】より、損益目標値を達成するための対策として、C/O（キャリーオーバー）と称する損益調整によって当期利益を嵩上げすることを行ってきた。具体的には、各四半期において、事業部門が期中から期末にかけて地域別の損益見込みを集計し、目標損益との差に対する改善施策を立案・実行しているところ、売上増やCD等の通常の改善施策では埋められない差を調整するため、C/Oを実施してきたものである。

本調査では、映像事業の事業部門がC/O残高【¹⁷】として認識していたもののうち、不適切な会計処理であると判断されるもの（以下「不適切C/O」という。）について検討した。

¹⁶ ただし、本調査は、2008年度から2014年度第3四半期までの期間を対象としているところ、2010年度以前（2008年度～2010年度）については、C/Oの内容を把握するための情報が存在しないこと等により、2008年度から後述する不適切C/Oが実施されていたことは認められるものの、映像事業を営むカンパニーにおいて、CPの了解の下、不適切C/Oを実施していたと認められたのは2011年度以降である。

¹⁷ 映像事業においては、期末時点におけるC/Oの実施額を「C/O残高」と称していた。

2 問題となる会計処理の内容及び適切性

不適切 C/O の手法（アイテム）は、大別して以下の 4 種である。

	アイテム	主な方法
A	引当に関するもの	東芝の連結決算上、発生主義で処理しなければならないにもかかわらず、現金主義で処理する方法。
B	経費計上時期延期に関するもの	広告費や物流費等の役務提供を受けていたにもかかわらず、取引先に請求書の発行を翌四半期に遅らせてもらった上で翌四半期に費用計上する方法。
C	在庫評価に関するもの（主として FOB-UP)	経理システム上、連結グループ会社間取引において東芝の粗利がマイナスの場合においては、連結ベースで未実現損益の消去が行われないことを利用して、東芝の粗利がマイナスとなる範囲内で、東芝から海外現地法人への販売する製品価格（FOB 価格）を期末に増額（UP）させる方法。
D	CR の前倒し計上に関するもの	CR（Cost Reduction: パネルメーカー若しくは ODM/OEM メーカーに対し、購入価格の値下げを要求するもの。以下本章につき同じ。）効果獲得の確実性が低いにもかかわらず、効果獲得を前提とした仕入値引で会計処理する方法。

以上の 4 種のアイテム毎の会計処理上の修正額は以下のとおりである【¹⁸】。

【要修正の内訳】

（金額単位：億円）

アイテム	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 第 3 四半期
A 引当に関するもの 計		-	-	20	20	23	37
B 経費計上時期延期 計		-	-	9	4	8	7
C 在庫評価 計		-	-	32	39	9	3
D CR の前倒し計上 計	-	-	-	-	24	38	11
その他（詳細不明）	53	131	196	21	31	27	-
C/O 残高 合計	53	131	196	81	118	105	58
損益影響額	▲53	▲78	▲65	115	▲37	13	47

¹⁸ 本調査において、詳細が不明な C/O も存在したが、「修正不要」であることの説明が十分になされなかったこと及び内容の把握できた C/O のほとんどが不適切 C/O であったという事実に鑑み、便宜上、各期の損益修正額に含めている。

二 不適切な会計処理の発生原因

1 業績悪化の中でのコーポレートからのプレッシャー

東芝の映像事業は、海外事業が不振の状態が続いており、2007年度以降も金融危機に端を発した景況不況等により事業損益が厳しい状況が継続し、とりわけ、2011年度以降は極めて厳しい状況にあった。このような中、2010年度以前から、東芝においては、コーポレートから映像事業を営むカンパニーないし子会社（以下「映像カンパニー等」という。）のCPや事業部門長、経理部長ら幹部に対し、社長月例等の会議において、予算上求められた損益や期中での損益改善要求（これらは東芝において「チャレンジ」と呼称されていた。）の達成が求められていた。とりわけ、映像事業は営業損失を続けていたため、コーポレートからのチャレンジは厳しいものとなっていき、遅くとも2011年度以降は、映像カンパニー等の幹部は、社長月例等の会議の場や個別のやりとりにおいて、コーポレート社長から厳しい叱責とともにチャレンジがなされることも稀ではなかった。特に2013年に入ると、コーポレートトップから、映像事業の事業撤退を示唆しながらチャレンジの達成が強く求められる状況となっていた。

このため、映像カンパニー等においては、チャレンジや、B/E（ブレイクイーブン）と呼ばれる赤字決算回避を目指す上で売上増やCD等の通常の施策では達成できないところを、損益調整としての不適切C/Oの実行により意図的に利益を嵩上げてきたものである。

すなわち、本来、コーポレートからの映像カンパニー等に対する予算額ないし目標額というべき単なる予定の概算額に過ぎないものが、いつの間にか東芝社内では達成すべき損益必達目標数値となり、映像カンパニー等側にとってはその数値を達成すべく邁進せざるを得ない状況に追い込まれていた。なお、この損益必達目標数値は、長期的な利益目標などの視点から設定されるものではなく、当期又は当四半期における利益を最大化するという観点（当期利益至上主義）から設定される数値であった。

こうした状況の下、映像カンパニー等側ではあらゆる手段を講じてそれを達成することが最優先され、不適切C/Oの実施による見かけ上の利益の嵩上げを前提とした業績管理上の数値が財務会計に優先するという事態を招くに至った。具体的には、映像カンパニー等において、コーポレートからチャレンジ達成の指示が出されると、当該チャレンジを持ち帰ったCPや部門長が各地域担当の担当長らに対し、Pからの指示内容を伝達したり各地域担当に対するチャレンジを配賦する中で、あらゆる手段を使ってチャレンジの達成や、赤字決算回避を実行しようとする空気が醸成されるようになったのである。

そして、遅くとも2011年度以降映像事業の業績が悪化する中で、カンパニートップであるCPの了解のもと事業部門の部門長が各地域担当の担当長に対し、具体的な改善項目

や改善金額を指示する中で、不適切 C/O についても金額を明示して指示するようになった。

このように、不適切 C/O を誘発した一番の原因は、コーポレートトップの過度なチャレンジ達成要求にあると思料される。

2 コーポレートトップによる（当期利益至上主義に基づく）不作為

P らのコーポレートトップが、不適切 C/O を指示したり、自らその実行に関与したといった形跡は見当たらなかった。

しかし、C/O に関するコーポレートに対する報告内容からすれば、映像カンパニー等における見かけ上の利益の嵩上げのために C/O が実施されていることについては、佐々木則夫 P は遅くとも 2011 年 11 月ころ、田中久雄 P は 2013 年 8 月ないし遅くとも 2014 年 3 月ころには認識していたものと認められる。このため、コーポレートトップとしては、たとえ C/O の個別の内訳まで認識していなかったり、明確に会計上不適切な項目であるとの認識を有していなかったとしても、見かけ上の利益の嵩上げのために行われている不適切 C/O については、その内容の確認やこれを是正するための促しや指示等、少なくとも会計上の適切性の確認を行うべきであった。

このように佐々木則夫 P 及び田中久雄 P は、不適切 C/O を含む C/O が見かけ上の利益の嵩上げのために行われていることを認識していたものと認められるが、これに対して何らの対応も行っていない。

確かに、コーポレートトップらは、全体の方向としては C/O は解消すべきものであると考えていたことが窺われ、実際にもそのように述べている。しかし、佐々木則夫 P は、グループの損益が赤字の状態での C/O の解消は行うべきでない旨述べるなど、損失を出してまでも不適切 C/O を含む C/O を解消する意向を有しているものではなかった。

一方、田中久雄 P が社長に就任した後である 2014 年ころから、コーポレートより C/O 残高を増加させないようにとの方針が打ち出され、その後、2014 年度第 4 四半期には C/O の全てが解消されるに至っているが、これは、映像カンパニー等の分社化によって C/O が監査上問題とされる可能性が高くなったことや、2015 年度に予定されている海外全事業の開発・製造・販売の終息を行うことによる実質的な海外事業からの撤退（ブランドライセンス事業上への移行・国内事業特化）により不適切 C/O の実行が困難になることも一つの要因であったものと思料される。

3 適切な会計処理に向けた意識の欠如

不適切 C/O による見かけ上の利益の嵩上げは、まさに当期の実力以上に利益を「嵩上げ」するものであり、このような行為が適切な会計処理と相容れないことは、必ずしも

会計の専門的知識を有していなくとも分かる事柄である。にもかかわらず、このような行為が映像カンパニー等のトップである CP の了承の下で、多くの担当者や関係者によって継続されてきたことは、これらの者において、適切な会計処理に向けた意識が欠如していたことを示すものである。

4 映像カンパニー等内部における内部統制の不備

映像カンパニー等の経理部は、適切な会計処理を行うため、事業部から独立した立場から牽制機能を発揮することを期待され、内部統制の一翼を担っていたものである。

しかしながら、不適切 C/O に関し、経理部による内部統制は何ら機能していないばかりか、徐々に積極的役割を担うようになった。すなわち、映像カンパニー等において事業部門で集計管理されていた不適切 C/O を含む C/O 残高の数値は経理部とも共有されており、不適切 C/O が実施されていたことは経理部も認識していたところ、その実施を制止した形跡は見当たらなかった。むしろ遅くとも 2012 年以降は、経理部自ら、不適切 C/O のアイテムを検討、提案したり、不適切 C/O の可能性を評価して海外現地法人等の経理責任者に伝達したり、監査法人への説明方法を検討する等、積極的な役割を担うようになっていた。

5 コーポレートにおける内部統制の不備

(1) 財務部

財務部は、映像カンパニー等の経理部からの業績数値や見込数値を集計し、これを把握するとともに、財務に関するコーポレート側の指示を経理部に対して行う立場にあり、経理部に統制を及ぼす役割が期待されていた。

しかし、財務部は経理部に対しそのような統制を行っていなかったばかりか、むしろ経理部と緊密に連絡を取り、不適切 C/O に関する相談を受けるなどして不適切 C/O の実施に関与しており、財務部による内部統制が全く機能しなかったことは明らかである。

(2) 経営監査部

経営監査の担当者の中には、調査の過程において C/O の存在を認識した者も存在する。

しかし、映像カンパニー等から同人に対しては、C/O に関して「期ズレ」である旨説明がなされ、また重要性があるほどの金額は把握できなかったことから監査報告書でも C/O について特段の指摘はなされなかった。これは、経営監査部の監査が業績の改善への助言に重点を置いていたことも影響していたものであり、これらの事実関係からみて

も、経営監査部による内部統制が十分に機能しなかったものと評価される。

(3) 監査委員会

監査委員会が、不適切 C/O に関して何らかの報告や指摘等を行った形跡は見当たらなかった。

監査委員会の監査は、主として CP らに対するヒアリングの方法で行われているものであるところ、ヒアリングの際の資料には経営状況の報告がなされているものの、社長月例資料にあるような「実力値」、「公表値」、「C/O」等のような、C/O の存在を窺わせる記載は見当たらない。また、監査委員会による CP らに対するヒアリング事項も業務の有効性及び効率性の確保の観点での監査が中心であり、会計や財務報告の適正性に対するチェックは十分に実施されているとは言い難い。

また、久保誠監査委員長は、2011 年 6 月から 2014 年 6 月までの長期にわたり CFO の職にあり、映像カンパニー等の C/O の内容についても相当程度詳細に把握していたと認められるが、2014 年 6 月に監査委員長に就任後、不適切 C/O を問題として指摘することはなかった。

以上からすれば、映像事業については、監査委員会としての内部統制が機能していたとは言い難い。

(4) 会計監査人による監査について

会計監査人の監査においては、月次損益分析、会社別・勘定科目別の期別比較、期間帰属の適切性を検証することを目的としたサンプルチェック、これらを踏まえた妥当性検証等の監査が行われたが、C/O を示唆する回答は見受けられなかった。また過去の監査の過程において、C/O 管理表や映像カンパニー等に公表値と実力値という概念が存在することを示唆する資料にも接しておらず、映像事業について C/O が実施されていたことを検出できなかった。

これは、映像カンパニー等が会計監査人に対して、C/O の実施を窺わせる資料ないし情報を開示せず、また、C/O を実施していることが会計監査人に判明しないよう説明内容を工夫していたことによるものと思料される。

三 映像事業における部品取引に係る会計処理

本調査の過程において、調査対象に関連する不適切な会計処理として、映像事業における部品取引に係る会計処理に問題があることが判明したため、以下のとおり検討した。

1 問題となる会計処理の概要

映像事業における部品取引（Buy-Sell 取引）の概要及び会計処理については、PC 事業の部品取引と同様【19】であるため、参照されたい。

2 問題となる会計処理及びその適切性

映像事業においては、ODM 先との部品取引は自社製造による生産量を補うものとして実需に応じて行われていたものであり、後述する PC 事業と異なり、意図的に取引額を増加させること等の方法により意図的に見かけ上の利益を嵩上げしていたという形跡は見当たらなかった。

しかし、正常な部品取引の中で、部品を ODM 先に供給した時点においてマスキング値差を東芝にて製造原価のマイナスとして認識するという会計処理方法自体は不適切なものであった。

これによる会計処理の影響額は以下のとおりである。

（金額単位：億円）

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年 第 3 四半期
損益影響額	5	▲6	7	5	▲14	▲3	8

¹⁹ ただし、PC 事業における部品取引においては、マスキング価格が固定されている一方で、年々マスキング倍率が大幅に増加し、調達価格の 5 倍を超える水準に至っている。これに対し、映像事業における部品取引においては、マスキング価格は固定されておらず、その時々々の調達価格にマスキング倍率（2008 年度～2011 年度は 30%、2012 年度は 20%、2013 年度以降は 50%）を乗じた額を上乗せした金額で取引をしているという点で大きく異なる。

第4章 パソコン事業における部品取引等に係る会計処理

一 問題となる会計処理の概要

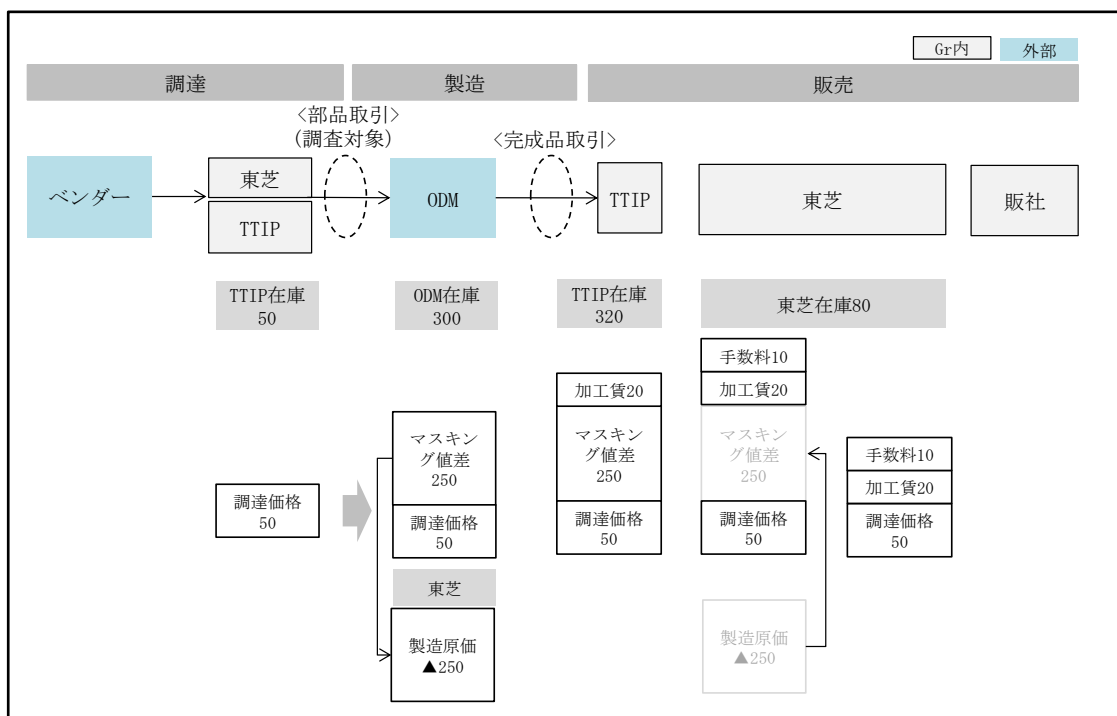
1 通常の部品取引（TTIP→ODMルート）

東芝は海外の ODM 先に PC の設計、開発、製造を委託している。2004 年以降、東芝の 100%子会社の TTIP が、メモリ、HDD 等の主要部品を購入し、ODM 先に対して有償支給している。有償支給する部品の価格は、ODM 先に東芝の調達価格が明らかとなり、競合他社に漏洩することを防止するため、調達価格を上回る一定額であるマスキング価格（以下、仕入先からの調達価額と ODM への供給価額の差を「マスキング値差」という。）によっている。部品の支給を受けた ODM 先は、自己調達部品と合わせて PC を製造し、完成した PC を TTIP を通じて東芝に納入する（以下、この一連の取引を「Buy-Sell 取引」という。）。

部品取引において、東芝では、将来 TTIP から PC 完成品の納品があった時点で、製品価格からマスキング値差分が控除されるよう、マスキング値差と同額を TTIP に対する未収入金として計上するとともに製造原価を減額することで利益を計上している。そして、東芝では TTIP より PC 完成品を購入した段階で、TTIP が付加したマスキング値差分（製造原価の増加要因）と、部品取引時に計上された製造原価のマイナス額が相殺される。その結果、購入した製品価額がマスキング値差を控除した金額になるよう調整される。近時では ODM 先に供給される部品のマスキング値差は、TTIP の調達価格の 5 倍近い額となっていた。

このように、東芝は、部品取引時に、製造原価のマイナス処理を行うことにより利益計上を行っているため、当該会計処理の適切性が問題となる。

【事例】 TTIP が 50 で調達した部品を 300 で ODM に供給し、ODM で発生する加工賃 20 を付加した上で完成品の納入を受ける場合



2 2012年9月～2013年3月実施の取引（東芝→TTI→TIH→TTIP→ODMルート）

東芝は、PCを製造子会社であるTIHにおいて製造している。また、TIHへの部品供給については、TTIPがベンダーから購入した主要部品を供給するほか、東芝が購入した部品をTTI経由で供給する場合もある。2012年度第2四半期から第4四半期における各四半期末月の供給部品の一部については、東芝からTTIに対して調達価格の4倍から8倍のマスキング価格で供給されている。東芝では、当該取引におけるマスキング値差を、TTIに対する未収入金として計上するとともに製造原価をマイナスすることで利益を計上していた。マスキング価格で購入したTTIは、同額に手数料を加味した金額でTIHに譲渡し、期末ではTIHが当該在庫を保有し、翌期にTIHはTTIPに同額で譲渡し、TTIPはODM先に供給していた。そこで、当該取引における利益計上の適切性が問題となる。

2 2012年9月～2013年3月実施の取引（東芝→TTI→TIH→TTIP→ODMルート）

2012年度第2四半期から同年度第4四半期における東芝からTTIへの部品取引時に計上された利益（製造原価のマイナス）についても、ODM先に供給され完成品として東芝に買い戻されることを予定していることから、取り消す必要がある。

以上の取引による損益影響額（要修正額）は、以下のとおりである。

（金額単位：億円）

項目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014年 第3四半期
損益影響額	▲198	▲286	105	▲166	▲296	▲1	247

三 不適切な会計処理の発生原因

Buy-Sell取引の不適切な会計処理については、①正常な部品取引の中で、部品をODM先に供給した時点においてマスキング値差を東芝にて製造原価のマイナスとして認識するという会計処理方法そのものの適切性に関する問題と、②当該会計処理方法を悪用して、四半期末において正常な生産行為に必要な数量を超えた数量の部品をODM先に対して販売し在庫として保有させ、当該部品分のマスキング値差を当該四半期の製造原価のマイナスとして認識させる方法（以下「ODM部品の押し込み」という。）により見かけ上の当期利益を嵩上げしていたという問題とに分けられる。前者については、見かけ上の当期利益を嵩上げする目的の下に行われたものとは認められないことから、以下においては主として後者の事実関係と発生原因について述べることとする。

1 経営トップらを含めた組織的な関与があり、かつ、意図的に「見かけ上の当期利益の嵩上げ」をする目的の下に行われたものであること

ODM部品の押し込みは、以下のとおり、経営トップらを含めた組織的関与の中、意図的に「見かけ上の当期利益の嵩上げ」をする目的の下に行われたものである。

すなわち、2008年度上期当時、折からのサブプライムローン問題の影響を受けた世界的景気減退局面の最中、東芝においても全社的に業績悪化懸念が増大していた。そこで、2008年7月の四半期報告会及び8月の社長月例において、PC社からの2008年度上期の営業利益の見込みに対し、西田厚聰Pはいずれも50億円の上積み「チャレンジ」として求めた。これに対してPC社は、この「チャレンジ」を達成すべく、2008年9月、損益の大幅改善のためのODM部品の押し込みを実施した。当該ODM部品の押し込みを実施した結果、2008年9月末時点におけるODMが保有する東芝供給に係る未使用部品（正常

な部品取引によるものも含む)の数量にそれぞれのマスキング値差を乗じた金額の累計額(以下各四半期末時点の同金額の累計額を「Buy-Sell 利益計上残高」という。)は、推計 143 億円にのぼった。なお、Buy-Sell 利益計上残高の多くは、ODM 部品の押し込みによる見かけ上の当期利益の嵩上げ額と推認される。そして PC 社は、その後も継続的に ODM 部品の押し込みを実行し、西田厚聰 P の社長退任直後の 2009 年度第 1 四半期末には、Buy-Sell 利益計上残高は、推計 273 億円にまで達した。

その後に佐々木則夫 P が社長に就任した後も、ODM 部品の押し込みは四半期末ごとに、継続的に行われていた。佐々木則夫 P は、基本的には ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益の嵩上げは減少させるべきであると考えていたものの、あくまで PC 事業の本来の利益によって減らすべきであり、PC 事業の損益がマイナスのときには減らすべきでないと考えていたことに加え、損益悪化局面においてはカンパニーに対して損益の改善を強く求めたため、ODM 部品の押し込みを誘発し、利益の嵩上げ額は減少することなく、かえって増加していくこととなった。例えば、2012 年 9 月 27 日に開催された社長月例において、佐々木則夫 P は、PC 事業を行う DS 社に対し、残り 3 日での 120 億円の営業利益の改善を強く求めるとともに、検討結果を翌 9 月 28 日に報告することを求めた。このため、DS 社は、9 月末日までに「Buy-Sell」39 億円、「C/O」65 億円の合計 104 億円を含む合計 119 億円の損益対策を実施すると検討結果を説明し、佐々木則夫 P をはじめとするコーポレート幹部もそれを認めた。ただし、この時点では 9 月末日までに ODM 部品の押し込みのための ODM 先との再交渉を行う時間的余裕がなかったことから、東芝は、TTI や TIH という東芝の 100% 子会社であり、何らマスキング価格によって部品販売をする必要のない会社に対し、東芝の保有していた在庫部品をマスキング価格により販売することにより、マスキング値差分の利益(製造原価のマイナス)を計上するという手法が実行されている。このような経緯の結果、佐々木則夫 P の社長退任時には、Buy-Sell 利益計上残高は推計 654 億円に達した。

さらに田中久雄 P が就任した後においても、ODM 部品の押し込みは継続的に実行された。もっとも、2013 年の末以降、田中久雄 P やカンパニーにおいて ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益嵩上げの解消策が検討され、2014 年度第 2 四半期以降、見かけ上の利益嵩上げ額の削減が実行された。その結果、2014 年度第 3 四半期末には Buy-Sell 利益計上残高は推計 392 億円まで減少した。

このように 2008 年から直近まで巨額の ODM 部品の押し込みが行われた結果、PC 事業の月別の損益は、一時四半期末月の営業利益が売上を上回るほど異常な状態となった。

以上の経緯の中で、西田厚聰 P 及び佐々木則夫 P においては、カンパニーに対して収益改善の高いチャレンジを課してその必達を求めることにより、カンパニーは ODM 部品の押し込みを実行せざるを得ない状況に追い込まれていたものと認められる。のみならず、佐々木則夫 P、田中久雄 P においては、ODM 部品の押し込みにより見かけ上の利益が

嵩上げされている事実を認識しつつ、それについて直ちに解消するよう指示等を行うことなくこれを許容してきたことが認められる。

またカンパニートップである CP は、ODM 部品の押し込みを実施すること及び実施金額について意思決定を行ってきた。その CP の意思決定を受けて、カンパニーの生産・調達部門とコーポレートの調達部門が TTIP と連携の上 ODM 先と交渉を行い、ODM 先に ODM 部品を購入してもらうことにより、ODM 部品の押し込みが実行されていたものである。

以上のとおり、ODM 部品の押し込みは、経営トップらを含めた組織的関与の下、見かけ上の当期利益を嵩上げしようとする確たる目的に基づいて意図的に行われている行為に基づく不適切な会計処理であったと思料される。このため、東芝において構築されていた内部統制システムは無効化されこれを是正することは極めて困難であった。

2 当期利益主義と目標必達のプレッシャー

とりわけ、西田厚聰 P 及び佐々木則夫 P の時代には、PC 事業を営むカンパニーの歴代の CP は、社長月例の場等において、P から予算（仮に予算を達成できた場合であってもさらに設定された目標値）を必ず達成することを強く求められ、CP は「チャレンジ」の名目の下に強いプレッシャーがかけられてきた。

しかも、この「チャレンジ」は、各四半期の末日まで残り期間が僅かとなった時期に開催される社長月例等で行われることが多かった。そのため、「チャレンジ」を求められたカンパニーとしては、四半期末まで僅かの残り期間で、精一杯の営業上の努力によっても多額の利益改善施策を行うことが困難であったことから、「チャレンジ」の達成のためには、ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益の嵩上げという不適切な方法によらざるを得ない状況に追い込まれたことも多かったものと思われる。

さらに「チャレンジ」は、「当期利益至上主義」とも言える、当期（四半期）の利益を最大化することを考えてなされているものであった。このため、佐々木則夫 P の時代には、PC 事業を営むカンパニーが、ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益の嵩上げの解消を希望しても、P からは PC 事業における営業利益を計上しなければ認めないとの強い意向が示され、当期利益を計上できなければ ODM 部品の押し込みによる利益の嵩上げの解消が認められなかった。

これらの事情から、ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益の嵩上げという不適切な行為が長期間にわたり継続することになった。

3 内部統制部門による内部統制機能の不備

(1) カンパニー経理部における内部統制機能の不備

本来、カンパニーにおける適切な経理処理の実施を確保すべき職責を負っている経理部においては、ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益の嵩上げ金額を暫時解消しようという意思はあるものの、それが実施できないという状況の下で、これについて会計監査人の指摘を受けないよう、会計監査人に対して不十分な説明を意図的に行うなど、組織的に隠蔽を図っているとも見られる行動をとっていた。

(2) コーポレートにおける内部統制機能の不備

ア CFO 及び財務部

歴代の CFO、財務部長及び財務部担当者らは、2009 年頃以降、カンパニーが各四半期末ごとに大きな利益を計上していること及びその大部分が ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益の嵩上げによるものであることを認識していた。歴代の CFO、財務部長及び財務部担当者らの一部は、ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益の嵩上げは、増やしてはならず減らしていかなければならないという意向を有しており、折あるごとにそれをカンパニーや場合によっては P に対して伝えていたことが認められる。しかし、とりわけ佐々木則夫 P の時代においてはこれを是正することは PC 事業の利益においてしか認めない（そのため、予算を達成するためには ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益の嵩上げを継続することは許容する）という意図を P が有している状況下において、CFO 及び財務部が内部統制機能を発揮して是正させることはできず、「黙認」し続けることになった。

イ 経営監査部

経営監査部の 2009 年度、2011 年度及び 2013 年度の各監査においては、Buy-Sell 取引において不必要な数量の部品を ODM 先に保有させている可能性がある点は指摘されているものの、意図的な ODM 部品の押し込みについて明確に指摘するには至っていない。そのため、実際には ODM 部品の押し込みは解消されることはなく、経営監査部は内部統制機能を果たしていなかったものと評価される。

4 監査委員会による内部統制機能の不備

元 CFO である村岡富美雄氏は 2011 年 6 月から 2014 年 6 月まで、同じく元 CFO である久保誠氏は 2014 年 6 月以降、それぞれ監査委員会委員長に就任した。同人らは、それぞれ元 CFO として、ODM 部品の押し込みの事実を認識していたが、監査委員会として ODM 部品の押し込みについて何らかの報告等の対応がとられた形跡はない。一方、島岡聖也監査委員は、2015 年 1 月 26 日、久保誠監査委員会委員長に対し、2014 年 9 月に開催された取締役会において決議された PC 事業再編の件の会計処理（この中に密かに ODM 部品の押し込みの減少に伴う損失計上が織り込まれていた）について不適切なものが含まれていないかどうか精査し、法律及び会計の専門家の意見を徴した上で、第 3 四半期の会計処理として問題ないことを確認いただきたい旨を申し出、その後も再三にわたり、久保誠監査委員会委員長にも、田中久雄 P 等の執行側にもそれを求めたものの、監査委員会において取り上げられることはなかった。

以上からすれば、監査委員会としての内部統制機能が働いていなかったものといわざるを得ない。

5 会計監査人による統制機能により是正されなかったこと

会計監査人から、意図的な ODM 部品の押し込みにつき何らかの指摘がなされた形跡は見当たらない。このことが、ODM 部品の押し込みによる利益の嵩上げが長期化する一因となったものと考えられる。

会計監査人は、青梅事業所において四半期末日に製造原価が減少し多額の粗利が発生しており、その額は 2012 年度以降生産高を上回る水準になっていることを確認していたが、その要因として、四半期ごとの交渉により一括して部品に関する CR（コストリダクション）を受け製造利益を確保している旨の不十分な説明を受けていた。

一方、2013 年度の経営監査部の監査報告書には「会計基準では Buy-Sell の転売益は製品に転嫁されて売上に繋がるまで未実現とする必要があるが、ODM が持つ Buy-Sell 部品在庫は通常 3 日分程度であることから、監査法人に未実現損益の影響は小さいとの説明を行い、現行の勘定処理で了解を得ている。」と記載されているが、実際にそのようなやり取りが新日本監査法人との間で行われたか否かは確認できていない。

これらの経緯からすれば、会計監査人による統制が十分に機能していたとは評価し得ない。

四 パソコン事業における経費計上に係る会計処理

1 問題となるパソコン事業の経費計上に係る会計処理とその影響額

PC 事業における部品取引に係る会計処理の適切性を調査する過程において、PC 事業においても、映像事業と同様に、C/O について、以下のとおり、財務会計上損益計算の期間帰属が不適切であるものが発見された。

PC 事業においては、映像事業と同様に、C/O を把握していたが、これらは原則として東芝の損益調整（見かけ上の利益の嵩上げ）目的で行われていたものであった。また損益調整目的で行われていた C/O の大部分が不適切な会計処理が行われているもの（不適切 C/O）であった。。

PC 事業における不適切 C/O としては、以下の 3 種類の方法によるものが確認できた。

(1) 経費計上時期を意図的に延期させ損益調整のために使用していたもの

2011 年 4 月以降、国内 PC 事業を取り扱う事業部は、事業部の損益が厳しいときに、本来当期中に計上すべき経費について、取引先から請求書の発行を翌期に遅らせてもらう等の方法により、翌期に経費の計上を遅らせていた。

(2) 海外販社に販売する製品価格を意図的に上乘せすることにより損益調整のために使用していたもの

遅くとも 2011 年 6 月以降、PC 事業においても、FOB-UP【²⁰】が実施されており、2011 年度第 1 四半期には約 43 億円の FOB-UP が実施され、同四半期の見かけ上の利益が嵩上げされた事実が認められる。その後も PC 事業においては、見かけ上の損益を改善するため、2014 年度第 2 四半期まで、FOB-UP が実施され続けることになった。

(3) その他詳細不明なもの

詳細が不明な C/O 残高に関しては、映像事業で述べたのと同様の理由により、各期の損益修正額に含めている。

これらの不適切 C/O による会計処理上の影響額は以下のとおりである。

²⁰ PC 事業における FOB-UP の手法については、映像事業における不適切 C/O の一手法である FOB-UP と同じである。

(金額単位：億円)

項目		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 第3四半期
(1) 経費計上時期遅延 計			-	-	2	5	10	9
日本	請求書発行の繰延べ、 交渉中の金額での費 用計上	-	-	-	2	5	9	8
アジア	請求書到着延期によ る 経費未計上額	-	-	-	-	-	1	1
(2) 在庫評価 計			-	-	43	26	3	-
欧州・米 国・中東ア フリカ・ロ シア	海外販社に販売する 製品価格の意図的な 上乘せ	-	-	-	43	26	3	-
(3) その他 (不明)		-	-	17	55	33	35	22
C/O 残高 合計		-	-	17	100	64	47	31
損益影響額		-	-	▲17	▲83	36	17	17

2 不適切な会計処理の発生原因

PC事業における不適切C/Oは、2011年4月に、PC事業を行っていたDN社と映像事業を行っていたVP社が合流し、DS社が発足したときから、本格的に開始され、継続的に、意図的かつ組織的に行われていたことが認められる。そのため、PC事業における不適切C/Oが発生した原因については、前述第3章にて映像事業について述べたものと共通であると考えられる。

第5章 ディスクリート、システム LSI を主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理

一 2013 年度に廃棄した在庫に係る会計処理

1 取引の概要

S&S 社においては、2013 年度に特定顧客/用途向けの在庫（ASIC 在庫）を約 45 億円、B 部品メーカー（東芝が納入する X 部品をもとに最終製品 B に用いる部品を製造するメーカー）向けの在庫（SRPJ 在庫）を約 34 億円、合計約 80 億円を廃棄し損失計上している。当該在庫の多くについては、廃棄のタイミングで初めて会計上の損失を認識しており、それ以前は評価損が計上されていなかったため、在庫の評価に係る会計処理の適切性について調査を実施した。

2 問題となる会計処理及び適切性

(1) 特定顧客/用途向けの ASIC 在庫 45 億円

ASIC 在庫に関しては、顧客が製造する製品に用いられる部品の変更、需要見込みの相違、東芝製品からの切替え等により、滞留したものである（なお、当該在庫は、特定顧客/用途向けであったものの、その一部については、他の顧客/用途にも転用可能であったため、販売活動を継続していた。）。そして、最終的に 2013 年度第 2 四半期時点で滞留在庫約 45 億円を廃棄処理した。また、これとは別に未廃棄の ASIC 在庫が約 6 億円存在する。

当該廃棄在庫及び未廃棄在庫のうち、販売棚卸資産については、後述の S&S 社評価減ルールに従った評価減がなされていたものの、製造棚卸資産については、一切評価減がなされていなかった。当該在庫については、いずれの在庫についても、販売計画等に照らし販売可能性が見込まれなくなった時点で、簿価ゼロ又は備忘価額まで評価減を実施したものと損失を計上すべきであった。

(2) B 部品メーカー向けの SRPJ 在庫 34 億円

SRPJ 在庫に関しては、東芝の北九州工場の閉鎖に伴い、X 部品の作り溜めを行ったところ、需給予測を誤ったため、滞留が生じたものである。すなわち、東芝は、2008 年度に北九州工場の閉鎖を決定したところ、同工場にて製造されていた X 部品のうち大部分については大分工場に移管の上、製造を継続することとなった。他方、当該製品の製造

を行うには、実態として最終製品 B メーカーの認定が必要となること、大分工場における当該認定には相当程度の期間を要することが想定された。そこで、社内にて将来販売できるであろう想定を行った上で作り溜め数を決定し、相当量の作り溜めを実施した。しかし、実際の販売数は、当該想定を大きく下回ったことから、当該在庫は滞留した。その後、東芝は、各取引先との間で確認を行った結果、2013 年度末の時点で約 34 億円を廃棄処理した。また、これとは別に未廃棄の SRPJ 在庫が約 30 億円存在する。

当該廃棄在庫及び未廃棄在庫のうち、販売棚卸資産については、後述の S&S 社評価減ルールに従った評価減がなされていたものの、製造棚卸資産については、一切評価減がなされていなかった。しかし、製造棚卸資産についても、社内における滞留在庫評価減ルール（後述の S&S 社評価減ルール）に基づき評価減を実施し、損失を計上すべきであった。なお、後述の S&S 社評価減ルールは、SRPJ 在庫のような作り溜め在庫を想定したものではないが、評価減の方法として同ルールを適用することには一定の合理性が認められる。

3 不適切な会計処理の発生原因

S&S 社においては、滞留在庫に関する評価減ルール（S&S 社評価減ルール）を定めているところ、当該ルールは、以下のとおり、企業会計上の一般的なルールと異なっており、そのことが、ASIC 在庫及び SRPJ 在庫における不適切な会計処理の直接的な原因となったものと認められる。

すなわち、滞留品に関する評価については、企業会計上も一般的なルールが定められているところ、当該ルールにおいては、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、合理的に算定された価額によることが困難な場合には、正味売却価額まで切り下げる方法に代えて、その状況に応じ、

- (1) 帳簿価額を処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで切り下げる方法
- (2) 一定の回転期間を超える場合、定期的に帳簿価額を切り下げる方法

のいずれかをとるべきと考えられている。

これに対し、S&S 社評価減ルールは、評価減の対象となる資産及び評価減金額を計算する方法について、以下の点で適切ではなかった。

① 評価減の対象となる資産

企業会計上の一般的なルールにおいては、評価減の対象となる資産は、（製造棚卸資産及び販売棚卸資産を問わず）「営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産」とされているのに対し、S&S 社評価減ルールにおいては、評価減の対象から製造棚卸資産を除外しているという点において適切なものではなかったと解される。

② 評価減金額を計算する方法

S&S 社評価減ルールは、評価減金額を計算する方法として、経過年数毎の評価損率

を乗じて計算する方法のみを定めており（前述(2)に相当）、販売見込がほとんどなくなった状況において適用されるべき、「帳簿価額を処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで切り下げの方法」（前述(1)に相当）を定めていない点において適切なものではなかったと解される。

二 期中の前工程 TOV 改訂に伴う原価計算

1 調査対象とした取引の概要

S&S 社の半導体事業の製造工程は、前工程と後工程に分かれている。

また、S&S 社では、予算上の工場操業度、材料費、労務費等に基づいて算出される標準原価（TOV）を用いた原価計算を採用している。ここで、TOV は工程別に決定しており、原価差額（標準原価と実際に発生した原価との差額）も工程別に発生する。

しかし、S&S 社における四半期毎の原価差額配賦計算【²¹】においては、工程別に原価差額の配賦を行わず、簡便的に前工程及び後工程の発生原価差額の合算値を「前工程期末在庫」、「後工程期末在庫」及び「売上原価」へ一括配賦する方法を採用している【²²】（以下当該方法を「合算配賦法」という。）。

そして、TOV については、年 2 回、定期的に改訂を行っていたところ、2011 年度以降、工場操業度が予算上の水準よりも大幅に低下することが見込まれたことなどを理由として、期中において臨時的に前工程の TOV を増額する改訂を実施している。その後も、2014 年度までの間、期中の臨時的な TOV の増額改訂は、多数回にわたり行われていたものであるが、いずれの場合においても、当該改訂は前工程 TOV のみに反映し、後工程 TOV への反映がなされていなかった。

2 問題となる会計処理

S&S 社では原価差額の配賦計算において前工程と後工程を区別しない合算配賦法を採用している一方で、その配賦計算の基準となる TOV は、前工程の TOV 改訂が後工程の TOV へ反映がなされていない結果として前工程と後工程の間で連続性を失っていたことにより、前工程期末在庫（期末中間品）、後工程期末在庫（期末完成品）及び売上原価（完成

²¹ 「原価差額配賦計算」とは、予算に基づいて算出された標準原価と実際に発生した原価との差額（原価差額）を、決算時に標準原価に基づいて算出されている売上原価と在庫に配賦（割り当て）することで、標準原価から実際原価へ調整する会計上の処理をいう。

²² 「前工程期末在庫」、「後工程期末在庫」及び「売上原価」について、それぞれ標準原価に基づいて算出される金額に比例して（それぞれの金額割合に基づいて）、配賦される。

品原価)の帳簿価額が適切とはいえない金額となっていた。

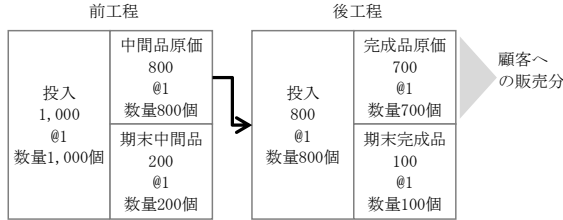
具体的には、前工程のみの TOV 改訂により後工程で多額の原価差額が発生するところ、前工程期末在庫に対して、当該後工程の原価差額を含む本来より多くの原価差額が配賦され、他方、後工程期末在庫及び売上原価に対して本来より少ない原価差額が配賦される結果となった。

本来であれば、前工程の TOV 改訂を行う場合、適正な会計処理をするには、①それにあわせて後工程の TOV 改訂も行うか、②後工程の TOV 改訂を行わないのであれば、原価差額を前工程分と後工程分に区分しそれぞれ工程別に配賦する方法(以下当該方法を「工程別配賦法」という。)により配賦することが必要であったが、S&S 社においては、このいずれもがなされていなかった。

前工程での TOV の改訂に合わせて後工程でも TOV を修正したと仮定した場合の影響額(不適切な会計処理による影響額)は末尾の表に記載のとおりである。なお、当該影響額の算出にあたっては、実際には、後工程の TOV を修正せずに、工程別配賦法を適用することで、相当金額を算定している。

【例示】期首における計画

- ・コストは前工程工場の減価償却費1,000のみとする
- ・完成品700個を顧客に販売し、期末に完成品100個、中間品200個の在庫が残る計画とする
- ・当該計画の下では、前工程投入量が1,000個相当となるため、1個あたりコストが1（＝減価償却費1,000÷1,000個）となる



計画における想定よりも販売数量が減少が見込まれ（販売数量700個⇒200個）、それに伴い操業度の低下が見込まれたため、期中に前工程TOVの改訂を実施（前工程で原価差額が発生しないように前工程のTOVを@1から@2へ変更）

1. 問題としている東芝の処理

●前工程TOVを改訂するが、後工程TOVを改訂しない

●原価差額を前工程と後工程とで区別せずに一括配賦

前工程

投入	1,000	@2	数量500個
中間品原価	600	@2	数量300個
期末中間品	400	@2	数量200個
原価差額	▲300		

後工程

投入	600	@1	数量300個
完成品原価	200	@1	数量200個
期末完成品	100	@1	数量100個
原価差額	▲300		

原価差額を配賦

前工程

投入	1,000		
中間品原価	600		
期末中間品	400		
原価差額	▲171 *1		
571			

後工程

投入	600		
完成品原価	200		
期末完成品	100		
原価差額	▲300 *4		
86 *3			
286			
43 *2			
143			

斜体：標準原価

*1 中間品配賦額171＝原価差額300÷（中間品400+完成品100+完成品原価200）×中間品400
 *2 完成品配賦額43＝原価差額300÷（中間品400+完成品100+完成品原価200）×中間品100
 *3 完成品原価配賦額86＝原価差額300－中間品配賦額171－完成品配賦額43
 *4 標準原価が実際原価より小さかったことにより発生した原価差額であるため、配賦計算（標準原価から実際原価へ調整）上はのプラスの調整となる

2. 通常あるべき処理

●前工程TOVを改訂し、後工程TOVも改訂する

●原価差額を工程別に区別して配賦（より精緻な方法）

前工程

投入	1,000	@2	数量500個
中間品原価	600	@2	数量300個
期末中間品	400	@2	数量200個
原価差額	0		

後工程

投入	600	@2	数量300個
完成品原価	400	@2	数量200個
期末完成品	200	@2	数量100個
原価差額	0		

修正（原価差額の配賦方法を変更）

前工程

投入	1,000		
中間品原価	600		
期末中間品	400		
原価差額	▲300 *3		

後工程

投入	600		
完成品原価	200		
期末完成品	100		
原価差額	▲100 *1		
200			
200 *2			
400			

*1 完成品配賦額100＝原価差額300÷（完成品100+完成品原価200）×完成品100
 *2 完成品原価配賦額200＝原価差額300－完成品配賦額100
 *3 標準原価が実際原価より小さかったことにより発生した原価差額であるため、配賦計算（標準原価から実際原価へ調整）上はのプラスの調整となる

原価差額の配賦方法を修正することで、左の「通常あるべき処理」と結果が一致する

3 不適切な会計処理の発生原因

期中の前工程のみの TOV 改訂による四半期における当期利益の嵩上げ（嵩上げた分の来期以降の損失の発生）は、前述 2 に記載した事情により発生したものであるところ、カンパニーの CP においては、工場の操業度の大幅な下落等の理由が存在したにせよ、それらと併せて、当四半期利益の嵩上げの目的も有していた可能性は否定できない。

また、コーポレートの佐々木則夫 P や田中久雄 SEV らは、TOV の期中の改訂により、見かけ上の当四半期の利益が嵩上げされる事実を認識していたと認められるところ、会計上不適切であるとの認識の有無は措くとしても、少なくとも 2012 年 3 月ないし 4 月以降、当四半期の見かけ上の利益を嵩上げしようとする意図を有していた疑いが残る。

このような不適切な会計処理が継続的に行われてきた原因としては、①歴代 P らの当期利益至上主義のもと、S&S 社の CP らは、社長月例の場等において、歴代の P から、収益改善の目標値である「チャレンジ」の達成を強く求められ、プレッシャーを感じていたことが、見かけ上の当期利益の嵩上げに繋がる期中の前工程のみの TOV 改訂のインセンティブになったと考えられること、②外部から分かりにくい方法で行われていること、③P、SEV、CP といった経営トップらにおいて、適切な会計処理に向けての意識が希薄であったこと、④内部統制部門による内部統制が十分に機能していなかったことが挙げられる。

第6章 原因論まとめ

一 直接的な原因

1 経営トップらの関与を含めた組織的な関与

(1) コーポレート側

いくつかの案件については、経営トップらが意図的な見かけ上の当期利益の嵩上げの実行や費用・損失計上の先送りの実行又はその継続を認識したのに、中止ないし是正を指示しなかったものが認められる。また工事進行基準案件の中には、社内カンパニーから工事損失引当金の計上の承認を求められたのに対して、経営トップがこれを拒否したり先延ばしの方針を示したと認められる案件があり、PC事業においては、経営トップが、ODM 部品の押し込みを行わざるを得ない状況になりかねないことを認識しつつ、社内カンパニーに対して厳しい「チャレンジ」を課してそのような状況に追い込んだり、社内カンパニー側が ODM 部品の押し込みによる見かけ上の利益の嵩上げを解消する意向を示したのに対して難色を示した事実も認められる。

このようにコーポレートの経営トップらの関与等に基づいて、不適切な会計処理が多くのカンパニーにおいて同時並行的かつ組織的に実行又は継続された不適切な会計処理については、経営判断として行われたものと言うべく、これを是正することは事実上不可能であった。また、東芝においては、このような経営トップらの関与等に基づき組織的に不適切な会計処理が実行・継続されることを想定し、これを防止するためのリスク管理体制等とはとられておらず、後述するように諸部門の監督機能も十分に機能しなかった。

(2) カンパニー側

いくつかの案件については、CP 又は事業部長といった社内カンパニーのトップが不適切な会計処理の実行又は継続に関与していたものが認められ、さらにこれらのうちのいくつかの案件については、社内カンパニーのトップである CP が自ら積極的に不適切な会計処理を指示するなどしている事実が認められる。

このように社内カンパニーのトップの関与に基づいて組織的に実行され又は継続された不適切な会計処理については、社内カンパニーが自ら是正することは事実上不可能であった。

2 経営トップらにおける「見かけ上の当期利益の嵩上げ」の目的

いくつかの案件においては、コーポレートの経営トップら又は社内カンパニーのトップらが、「見かけ上の当期利益の嵩上げ」を行う目的を有していた事実が認められる。そして、幹部職員等の担当者らは、コーポレートの経営トップら又は社内カンパニーのトップらが有している当該目的の下で、不適切な会計処理を実行し又は継続してきたことが認められる。

3 当期利益至上主義と目標必達のプレッシャー

社長月例等においては、P から各 CP に対し、「チャレンジ」と称して設定した収益改善の目標値が示され、その目標達成を強く迫っており、業績不振のカンパニーに対しては、収益が改善しなければ当該担当カンパニーの事業からの撤退を示唆することもあった。とりわけ、不適切な会計処理が幅広く行われた 2011 年度から 2012 年度にかけては、予算を達成するために当該カンパニーは P から厳しい「チャレンジ」（過大な目標設定）数値を求められていた。そのため、各カンパニーの CP らは、これらの目標を必達しなければならないというプレッシャーを強く受けていた。

P が示す「チャレンジ」のほとんどは、長期的な利益目標などの視点から設定されるものではなく、当期又は当四半期における利益を最大化するという観点（当期利益至上主義）から設定される目標達成値であった。また、各四半期末が近づいて、もはや精一杯の営業努力を尽くしても多額の収益改善を図ることが困難となってからも、会社の実力以上に嵩上げて設定された予算を達成するための「チャレンジ」が示されていた。そのような経営方針から、各カンパニーにおいては「チャレンジ」を達成するためには、当期末の経営成績どおりの会計処理を行うのではなく、実質的に来期以降の利益を先取りしたり、当期の損失や費用の計上を次期以降に先送りすることなどにより、当期における見かけ上の利益を予算やチャレンジの値に近づけるといった不適切な会計処理を行わざるを得ない状況に追い込まれていた。そして、ある期において見かけ上の利益を嵩上げするために、利益の先取りや費用・損失の計上の先送りを行うと、その反動により次期以降において利益計上が厳しくなる場所、当該期においても過大なチャレンジが設定され、それを達成するために更なる多額の不適切な会計処理を行わざるを得なくなるということの繰り返しにより、不適切な会計処理が継続され、その規模も拡大していった。

4 上司の意向に逆らうことができないという企業風土

東芝においては、上司の意向に逆らうことができないという企業風土が存在していた。

このため、経営トップからの「チャレンジ」が行われた結果、経営トップの意向を受けたCP、その下の事業部長、さらにその下の従業員らは、上司の意向に沿って目標を達成するために、不適切な会計処理を継続的に実行していた。また、この企業風土の下、東芝の決算上、相当程度の影響を生じさせる事項については、経理規程等において定められた明文上のルールに基づく会計処理を行う前に、順次、上司の承認を求め、その承認が得られなければ実行できないという事実上のルールが存在していたため、仮に上司の承諾が途中で得られなかった場合には、明文上のルールに基づく適切な会計処理それ自体がなされないという事態に陥ることとなった。

5 経営者における適切な会計処理に向けての意識又は知識の欠如

いくつかの案件においては、会計処理の担当者、その上長である事業部長やカンパニーCPらのみならず、コーポレートP、GCEO及びCFOに至るまで、数値上の利益額を優先するあまり、適切な会計処理に向けた意識が欠如していたり、希薄であったことがみられた。

また、本案件のうちのいくつかの案件においては、実際に会計処理を担当する担当者ら、その上長である事業部長及びカンパニーのトップであるCPらにおいて、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準について、十分な知識を有していない状況がみられた。このため、引当金の計上等の会計処理を行う必要性を裏付ける事実が発生していること自体は認識しつつも、合理的又は説得的な理由もないままに適切な会計処理を怠っているものがみられた。

このように、東芝の役職員において、適切な会計処理に向けての意識が欠如していたり、必要な知識を有していなかったことが、本案件において適切な会計処理がなされなかった原因の一つである。

6 東芝における会計処理基準又はその運用に問題があったこと

いくつかの案件については、東芝において定めている会計処理基準が適切なものではなかったことが原因で不適切な会計処理が行われていた。また、いくつかの案件については、東芝において定めている会計処理基準どおりの運用がなされていなかったことが原因で不適切な会計処理が行われていた。

7 不適切な会計処理が、外部からは発見しにくい巧妙な形で行われていたこと

調査の対象とした不適切な会計処理を見ると、その多くは継続的に実行されてきたものである。このように各案件の多くが継続的に行われてきたことの一因としては、それ

それぞれの不適切な会計処理が、関係者に対して十分かつ真正な説明がなされることなく、外部からは発見しにくい巧妙な方法で行われていたことが挙げられる。

二 間接的な原因

東芝における内部統制は、以下述べるとおおり、いずれも十分に機能していなかったものと認められる。

1 各カンパニーにおける内部統制が機能していなかったこと

(1) 経理部による内部統制

本案件においては、経理部担当者が引当金の計上等の会計処理が必要となる事実を知りながら何らの行動もとらなかつたり、経理部担当者が一定の会計処理の必要性を裏付ける事実を容易に知り得たにもかかわらず何らの行動もとらなかつたり、さらに、その上長である事業部長や CP らの指示等により何らの行動がとれなかつたりした案件が多く存在しており、経理部による内部統制が機能していなかった。

(2) 内部監査部門による内部統制

各カンパニーにおいては、経理部以外に不適切な会計処理をチェックすることができるといような内部監査部門が設置されていなかった。

2 コーポレートにおける内部統制が機能していなかったこと

(1) 経営者による不正リスクに対する内部統制

東芝においては、経営トップや幹部職員の関与により、財務報告に係る内部統制機能を逸脱、無効化して、その枠外からの指示等により不適切な会計処理が行われていた。そしてまた、これらの者の関与により不適切な会計処理が行われることを想定した内部統制(リスク管理)体制が構築されていなかったことを指摘しておかなければならない。

(2) コーポレート各部門における内部統制

ア 財務部

財務部は、決算処理に関する関与としては、主として、各社内カンパニーが作成した決算をとりまとめて連結決算のための対応を行うのみであり、各社内カンパニーにおける会計処理が不適切であるか否かをチェックする役割を果たしていなかった。

逆に財務部は、社長月例における「チャレンジ」の原案を作成するなどの役割を担っており、当期利益至上主義の下で、各社内カンパニーに対して目標達成のプレッシャーを与える過程に関与していたものである。

また、一部の案件においては、財務部の担当者自身が、不適切な会計処理が行われている事実を知りながら、何ら指摘・是正するなどの対応をとっていない事実もみられた。

さらに、財務部の担当執行役である CFO 自身が不適切な会計処理に関与している場合には、財務部による内部統制は全く機能していなかった。

イ 経営監査部

経営監査部は、業務分掌規程によれば、コーポレート部門、カンパニー、分社会社及び関係会社に対する監査をつかさどるものとされている。しかし、実際には経営監査部が東芝において主として行っている業務は、各カンパニー等において行われている「経営」のコンサルタント業務（業務監査の一部）がほとんどであり、会計処理が適切か否かといった会計監査の観点からの業務はほとんど行われていなかった。

そのため、実際には経営監査部の監査の結果として、監査対象としたいくつかの案件について、不適切な会計処理が行われている可能性があることや、少なくとも一定の会計処理をとるべき必要性を裏付ける事実を認識していたにもかかわらず、経営監査部がその会計処理について何らかの指摘等を行った形跡も見られなかった。

また、一部の案件では、経営監査部が不適切な会計処理それ自体ではないものの、その原因となっている事象の改善を求め、これに応じて執行部が改善計画を一応立てはするもののそれが実行されないものもあった。そして、実行されない状態について、経営監査部によるフォローはなされなかった。

さらに、経営監査部は経営トップである P が所管していたものであったことから、P の意向に反すると担当者らが考える事項については、必要な指摘等を行うことができなかった疑いが存在する。

これらの事実からすれば、経営監査部による内部監査には不備があり、統制は十分に機能していなかったものと評価せざるを得ない。

ウ リスクマネジメント部

リスクマネジメント部は、業務分掌規程によれば、財務報告に係る内部統制の有効性評価（以下「J-SOX 法対応」という）に関する基本方針の策定、J-SOX 法対応に関する実施諸施策の企画、立案等及び J-SOX 法対応に関する社内カンパニー等に対する施策展開、支援、推進状況の確認等に関する業務をつかさどるものとされている。しかし、リスクマネジメント部の実際の業務において、カンパニー等における財務報告に係る内部統制が適切に機能しているか否かをチェックすることは行っていない。

エ 有報等開示委員会

有報等開示委員会は、財務報告に係る内部統制システムの有効性評価結果の最終確認を行い、内部統制報告書の内容につき社長に助言すること等をその役割としている。しかし、実際には有報等開示委員会においては、法務部及び財務部担当者らが作成した資料に基づき同担当者らから説明を聞くなどし、若干の質疑が行われていたことが伺われるのみで、財務報告に係る内部統制システムの有効性について独自に何らかの確認や検討をしていた形跡は見当たらなかった。

3 取締役会による内部統制機能（監督機能）が働いていなかったこと

取締役会規則によれば、コーポレート経営会議審議結果及びコーポレート経営決定書による執行役社長決定事項は、取締役会で報告すべき事項とされているものの、工事進行基準が適用されるような工事の受注や当該工事における損失の発生については対象とはされていない。

また、取締役会規則運用要領によれば、カンパニーの CP 及び GCEO は、各四半期決算取締役会において「業績、業務状況」の報告を行うこととされている。しかし、受注時に数十億円以上の赤字が見込まれる案件や、受注後に数百億円の損失が発生することが判明していた案件が存在したにもかかわらず、これらの重要な案件に係る損失の発生について取締役会において何らかの報告がなされた事実は見当たらなかった。

さらに、調査を行ったいくつかの案件については、不適切な会計処理が行われていることを認識することが可能な資料に基づいて社長月例において P に対して報告がなされていたことが認められるものの、取締役会においてこれらの報告がなされた事実は見当たらなかった。

4 監査委員会による内部統制機能（監査機能）が働いていなかったこと

前述したように、いくつかの案件については、複数の監査委員が不適切な会計処理が行われている事実、又は、引当金の計上等の会計処理が必要となることを裏付ける事実を認識しているにもかかわらず、監査委員会において問題点を審議するなどの行動は行われず、また、監査委員会として業務執行者側に問題点を指摘したりするなどの何らかの行動を行うことはなかった。

PC事業におけるODM部品の押し込みの問題に関しては、1人の監査委員が他の監査委員や業務執行者側に懸念を指摘したにもかかわらず、監査委員会において問題点を審議するなどの行動は行われず、また、監査委員会として業務執行者側に問題点を指摘したりするなどの行動を行うこともなかった。

そもそも監査委員会には、財務・経理に関する監査を担当する常勤の監査委員が実質的に1名しか存在しないという状況であり、3名の社外監査委員の中には財務・経理に関して十分な知見を有している者はいなかった。また、監査委員会の補助スタッフとして、財務・経理に精通した人員が多く配置されていなかった。これらの事情により財務・経理に関する監査を担当する常勤の監査委員以外の監査委員が、東芝において実行、継続されていた不適切な会計処理を認識することは困難な状況があった。さらに、不適切な会計処理が行われてきた期間において、主として財務・経理に関する監査を担当する常勤の監査委員がCFO経験者であったことも、不適切な会計処理を発見することができなかった一因として考えられる。

これらの事実関係に徴すると、監査委員会による内部統制は機能していなかったと指摘しておかなければならない。

5 会計監査人による監査

本調査の対象となった会計処理の問題の多くについては、会計監査人の監査（四半期レビューを含む）の過程において指摘がされず、結果として外部監査による統制が十分に機能しなかった。その原因の一つには、問題となった処理の多くは会社内部における会計処理の意図的な操作であり、会計監査人の気づきにくい方法を用い、かつ会計監査人からの質問や資料要請に対しては事実を隠蔽したり、事実と異なるストーリーを組み立てた資料を提示して説明するなど、外部の証拠により事実を確認することが困難な状況を巧みに利用した組織的に行われた不適切な会計処理であったことが挙げられる。

特に、工事進行基準による会計処理など、もともと個々の工事内容に精通した担当者による社内のデータに基づく見積りが会計処理の基礎となる事案においては、外部の会計監査人がその見積りの合理性を独自に評価することは極めて困難であり、基本的には適切な見積りを確保するための社内プロセスと内部統制が有効に機能していることが前

提となる。内部統制機能は、それを有効に働かせようとする会社のトップマネジメントの意思と関連組織によるサポートがなければ有効に機能し得ない。経営トップや組織の不当な関与により内部統制が有効に機能しない状況下では、組織全体がごまかしや不正な操作による組織防衛行動に走ってしまう余地が生ずる。このような会社組織による事実の隠ぺいや事実と異なるストーリーの組み立てに対して、独立の第三者である会計監査人がそれをくつがえすような強力な証拠を入手することは多くの場合極めて困難である。

なお本調査の目的は、会社の不適切な会計処理について、その内容、原因、背景等を含めた事実関係を究明することであり、会社の財務諸表全体につき監査意見を表明する会計監査人の監査の妥当性の評価、すなわち、監査手続や監査判断に問題があったか否かを調査することを目的としていない。問題事案の個々の局面に限定した局所的な調査結果だけでは、会計監査人の監査全体についての評価を誤ることとなり、ひいてはステークホルダーの判断を歪めることともなる。外部の独立会計監査人としての監査が適切であったか否かの評価のためには、監査業務の全体的な枠組みとプロセスの視点からの組織的かつ綿密な調査が必要であり、委嘱事項について調査を実施する本委員会ではかかる評価は行わない。

6 業績評価制度

東芝の役職員の報酬・賃金には業績評価制度が採用されている。例えば、執行役に対する報酬は、役位に応じた基本報酬と職務内容に応じた職務報酬から構成されている。このうち職務報酬の40%から45%は、全社又は担当部門の期末業績に応じて0倍（不支給）から2倍で評価されることとなっており、このような業績評価部分の割合の高い業績評価制度の存在が、各カンパニーにおける「当期利益至上主義」に基づく予算又は「チャレンジ」達成の動機付けないしはプレッシャーにつながった可能性が高い。

7 人事ローテーション

財務・経理部門に配属される従業員は入社から退社までの期間、継続して財務経理部門に配属されるという人事ローテーションの結果、過去に他の財務・経理部門の従業員の間により不適切な会計処理が行われたことに気づいても、仲間意識により実際にこれを是正することは困難な状況にあったものと推測される。

8 内部通報制度が十分に活用されていなかったこと

東芝においては内部通報窓口が設置されており、毎事業年度数十件の通報が行われて

いたが、本案件に係る事項は何ら通報されていなかった。東芝の規模を考慮した場合には、東芝の内部通報制度を利用した現状の通報件数は多いとは言えず、何らかの事情で内部通報制度が十分に活用されているとはいえないと推測される。

第7章 再発防止策（提言）

一 直接的な原因の除去

1 不適切な会計処理に関与等した経営陣の責任の自覚

既に述べたとおり、本案件のうちのいくつかの案件における不適切な会計処理については、経営上層部の P、GCEO、CFO らや、カンパニーにおける CP らが関与等していたことが認められる。

また、直接的な関与等はしていないとしても、不適切な会計処理により、意図的な「見かけ上の当期利益の嵩上げ」が実行されていることを認識又は認容していた取締役、執行役が存在したことが認められる。

これらの取締役、執行役については、それぞれの関与等の程度や果たした役割に応じた責任を自覚することが求められるとともに、人事上の措置等が適切に行われることが必要と考える。

2 関与者の責任の明確化

取締役、執行役ではなかった役職員の中にも、不適切な会計処理に関与していたり、不適切な会計処理により意図的な「見かけ上の当期利益の嵩上げ」が実行されていることを認識又は容認していた者も存在する。

これらの役職員のうち、少なくとも幹部職員（例えば、部長職以上の職にある職員）については、その関与の程度等を十分に検証した上で、人事上の措置（懲戒手続の実施を含む）を適切に行うことが望ましい。

3 経営トップ等の意識改革

まず経営トップ自らが、コンプライアンス重視の姿勢を堅持し、上場企業における適正な財務報告の重要性を自覚するとともに、一旦今回のような不適切会計が発生した場合には、市場やステークホルダーからの信用を失墜し、企業価値を著しく毀損する事態となることを十分に認識し、あるべき確固たる企業倫理（企業理念）を策定・構築することが重要である。

その上で、経営トップから全役職員に対して、コンプライアンス重視と適正な会計処理の重要性とその励行について、トップメッセージとして発信し、公正かつ透明性のある企業風土を醸成すべきである。また、経営陣である取締役、執行役のみならず、従業員においても、コンプライアンス意識の向上と上場企業における適正な財務報告の重要

性と適切な会計処理に向けた意識を涵養、向上させるために、研修、指導監督を継続的に実施し、人材育成に努めるべきである。

4 企業の実力に即した予算の策定と「チャレンジ」の廃止等

一連の不適切な会計処理の原因として、実力以上に嵩上げされた予算を前提とした「チャレンジ」の存在が認められる。予算や長期経営計画の策定に当たっては、現場からの積み上げ資料をベースにしつつ、全社的な観点及び長期的な経営の観点から、積み上げ金額に増額又は減額の調整を図ることになるものと考えられるが、あくまでも企業の実力に即した、実現可能にして合理的な予算及び長期経営計画を策定する必要がある。

また企業においては、予算達成のための目標設定それ自体は否定されるべきものではないが、東芝においてこれまで行われてきた「チャレンジ」については、内部統制制度の枠外からの不適切なプレッシャー（指揮・命令）に該当するものがあり、既に述べたとおり、必ず達成すべき目標としてその達成を強く迫られるものと受け止められていた。とりわけ各四半期末近くになって精一杯の営業努力を尽くしても収益改善を図ることが困難となってからも、何が何でも予算を達成させるという意図での「チャレンジ」が行われていたことからすれば、これまで行われてきた時期、性格での「チャレンジ」については廃止されるべきである。

また同時に、経営トップらから役職員全員に至るまで、当期利益のみを問題とするのではなく、長期的な視点に立ち、実績どおりの利益を計上し適切に開示していくことを命題とするよう、意識改革を行うべきである。

5 企業風土の改革

上司の意向に逆らうことができないという企業風土を改革する。

また、東芝において主として財務報告に係る内部統制を構築するために定められている各種の会計処理のためのルールについては、上司の意向に沿わない結果となる場合であっても遵守すべきことを、全ての経営陣及び従業員に徹底するとともに、これらのルールに基づく会計処理を行うに当たり、事前に順次上司の承認を求め、承認が得られなければ実行できない等の事実上のルールについては直ちに廃止し、本来のルールで処理すべきである。

6 会計処理基準全般の見直しと厳格な運用

東芝において定めていた会計処理基準が不適切であったことや、会計処理基準どおりの運用がなされていなかったことが不適切な会計処理の原因となっていることを踏まえ

れば、工事進行基準を含む会計処理基準全般を見直すとともに、厳格な運用を徹底すべきである。

二 間接的な原因の除去

1 ハード面からの再発防止策

(1) 強力な内部統制部門の新設

社内カンパニーにおける内部統制部門を充実させる施策として、カンパニーの経理部が十分な牽制機能を働かせることができるようその人員体制を増員するとともに、カンパニー内に CP の指揮命令系統から独立した内部監査部門を設置することも一案である。

もっとも、カンパニー内における内部統制部門の充実化のみでは、P や CP からの不正な指示等に対抗し切れないおそれもある。このため、経営監査部を発展的に解消するなどした上で、東芝及び全グループ会社を内部監査の対象とする強力な内部監査部門を新設することが有効と考える。新設する内部監査部門は、各カンパニー及びグループ会社の業務内容に習熟した者、法律やコンプライアンスの知識を有する者及び財務・会計に関する十分な知識を有する者等で構成される大規模な部門とし、各事業部門・カンパニー等から独立した立場で、東芝及び全てのグループ会社を高い専門性を有する者によって全社を統一的に内部監査する。またこの部門は、P や CFO 等の経営トップらを統括責任者とすることなく、社外取締役などを統括責任者とするにより経営トップからの独立性を確保するものとし、経営トップらによる不正が行われた場合においても監査権限を適切に行使できるような体制とする。さらに、同部門の充実・強化のため、役員に対する無制限の資料徴求権限などの強力な権限を授与する。また、必要に応じて外部の監査や法律の専門家などの支援を得ることも有効であることから、そのための予算措置を講じるべきである。

(2) 取締役会による内部統制機能（監督機能）の強化

取締役会に提供される情報量を増加させることにより取締役会の監督機能を強化するため、取締役会の報告事項を明確化するとともに、報告すべき事項を拡大する。

さらに、少なくとも当面の間は、社長月例で用いられた資料を、取締役会への報告のための資料としても用いる。

(3) 監査委員会による内部統制機能（監査機能）の強化

東芝グループの規模を踏まえて、財務・経理に精通した監査委員の人数を増員するなどして体制を強化するとともに、社外取締役である監査委員を監査委員長とするなどの対応を行うことが望ましい。また、監査委員会の補助スタッフとして、財務・経理に精通した人員体制を増員・強化するとともに、社外取締役である監査委員との連携を強化する。また監査の方法としても、監査の必要性の高い部署等につき、ヒアリングを重点的に実施するなどの方法を導入する。

(4) 内部通報窓口の活用

内部通報制度は、内部統制制度の最後の砦ともいわれるものであり、通報者が信頼し、安心して意見を言える制度に見直して、十分活用すべきである。

このため、内部通報窓口の存在や機能を東芝グループ全体に対して周知徹底させ、通報者が信頼し、安心して意見を言える内部通報制度に見直すための各種施策を実施し、内部通報窓口の利用を促進する。

2 ソフト面からの再発防止策

(1) 社外取締役の増員及び構成員の見直し

社外取締役を増員することにより、コーポレートガバナンス体制の強化に努め、社外取締役の独立性を一層確保するとともに、社外取締役に要求される各種の専門性にも配慮して構成員の見直しを行うことが必要と考える。特に、監査委員会を構成する社外取締役に关しては、法律関係の知識を有する人材とともに、財務・経理の知識を有する人材を含めて選任する必要があるものとする。

(2) 適切な人事ローテーション等

内部監査部門の責任者や監査委員についても適切な人事ローテーションを実施すべく、外部専門家の意見を聞くなどして、改革に努める。

また、内部監査部門その他の監査をつかさどる部署の人員配置として、会計知識に精通し、監査実務にも精通した適切な人員を配置する。

第8章 最後に

本委員会の調査の結果、東芝において、不適切な会計処理が継続的に実行されてきたことが判明した。

東芝は、創業140年の歴史をもち、我が国の誇るリーディングカンパニーの一つとされてきた会社である。また、早くから委員会等設置会社となり、先進的なコーポレート・ガバナンス体制を構築していると評価されてきた会社であって、多くの他の企業の範となるべき会社である。

にもかかわらず、極めて多額にわたる不適切な会計処理の継続的な実行が今般明らかになったことは、誠に驚きであるとともに、様々なステークホルダーの信頼を裏切る結果をもたらすものであり、誠に残念なことと言わざるを得ない。

もっとも、本委員会の調査の過程において、東芝の多くの役職員にヒアリングを実施したが、おしなべて、真面目にかつ真摯に業務に取り組んでいることが窺われた。そして、ヒアリングの中で、多くの役職員から反省の弁と併せて、不適切な会計処理が行われてきたことを憂うとともに、その再生を心から望む声も聞かれた。また、本委員会の設置した内部通報窓口にも、同様の声が寄せられた。このような東芝の人財と様々な関係者の絶えざる東芝への期待と想いが、東芝のこれからの再生を後押しするものと本委員会は考える。

本委員会も、本報告書をその一助として、東芝が真に再生していくことを切に望むものである。

以上

別紙1 デジタル・フォレンジックの概要

1. コンピューター・フォレンジック作業概要

コンピューター・フォレンジックは電子データの証拠能力を損なうことなく、収集・保管し、収集した電子データの内容を閲覧する作業である。具体的には以下の2つに大別される。

(1) データ保全・復元

専用のツールを用いてのPC、ファイルサーバー、メールサーバー等から、対象となるデータの収集、複製の作成及び消去されたデータの復元。

(2) データ閲覧

保全・復元したデータの閲覧システムへの格納、キーワードを用いての閲覧対象の絞り込み及び内容の閲覧。

2. データ保全

今回は、要調査案件にかかわる会社対象者のうち、特別調査委員会が実施したデジタル・フォレンジックにおいて、データ保全を行っていなかった17名のPC上の電子データ（メール及び各種ファイル）を収集・保全した。

電子データの収集・保全には、FTK Imager Lite 及びEncase Forensic を使用した。

3. 電子データ閲覧

保全された電子データを、Nuix内部へ格納してアプリケーション毎の種類分けを行い、その電子データをRelativityへアップロードし、閲覧者に閲覧可能な電子データ状態とした。今回、閲覧実施対象として、第三者委員会での承認を基に、特別調査委員会から引継ぎを受けたデータを含めた31名につき、データの閲覧を行った。

四半期別 修正一覧

(単位:億円)

対象案件			2008年					2009年					2010年					2011年					2012年					2013年					2014年				2008年度 ~ 2014年3Q
			1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	1-3Q累計	
工事進行基準	修正額	売上	0	5	20	15	40	4	8	3	7	0	1	54	0	0	53	0	0	0	2	2	1	6	12	11	30	11	228	142	2	73	31	14	8	37	128
		税金等調整前当期純利益	3	0	39	0	36	0	15	5	19	1	0	69	2	0	71	0	1	1	77	79	13	12	8	146	180	18	467	130	109	245	9	3	3	9	477
部品取引	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税金等調整前当期純利益	34	142	51	33	193	91	122	73	6	291	136	129	89	30	112	154	76	88	19	161	79	34	37	160	310	42	29	10	84	3	65	95	94	255	592
経費処理	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	10	0	30	3	31	1	4	27	2	0	24	3	23	5	28	14	1	15	21
		税金等調整前当期純利益	-	-	-	53	53	40	40	80	78	78	65	84	97	30	82	70	81	78	104	32	67	10	24	52	1	4	65	48	139	30	12	9	43	64	88
半導体	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税金等調整前当期純利益	-	-	-	-	-	-	20	-	12	32	-	20	-	4	16	-	0	54	50	104	81	60	110	116	368	106	32	104	78	165	0	18	13	5	360
合計	修正額	売上	0	5	20	15	40	4	8	3	7	0	1	54	0	0	53	43	10	0	28	5	32	5	8	16	28	11	252	139	24	78	59	0	7	52	149
		税金等調整前当期純利益	31	142	90	20	282	131	167	13	115	400	201	94	187	4	84	224	157	112	42	312	240	116	131	371	858	134	471	196	87	54	69	83	152	304	1,518

調査対象 工事進行基準にかかる会計処理 修正一覧(四半期)

(単位:億円)

対象案件		2008年					2009年					2010年					2011年					2012年					2013年					2014年			2008年度 ~ 2014年3Q
		1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	
K案件	修正前	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	97	97	97	97	104	104	104	104	121	121	121	121	121						
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88	88	89	89	89	104	104	104	104	156	156	156	156	156						
	修正後	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	97	97	104	104	104	104	121	121	121	121							
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	112	112	112	260	260	260	260	300	300	300	319							
修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	6	12	11	30	11	4	9	5	7	3	6	10	19	58				
	売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	15	1	1	140	156	-	-	12	0	12	-	-	19	19	163				
CS社	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	6	12	11	30	11	4	9	5	7	3	6	10	19	58				
		売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	15	1	1	140	156	-	-	12	0	12	-	-	19	19	163			
L案件	修正前	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	-				
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	15	15	-	-	-	-	-			
	修正後	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	-	-			
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	15	15	-	-	-	-	-			
修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
M案件	修正前	SP	-	-	-	-	-	-	-	33	33	33	40	40	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		NET	-	-	-	-	-	-	-	33	33	33	55	57	-	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	修正後	SP	-	-	-	-	-	-	-	33	33	33	40	40	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		NET	-	-	-	-	-	-	-	43	43	43	57	57	-	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	2	0	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	11	11	0	9	2	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
N案件	修正前	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	20	21	21	21	21	21	21	21				
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	16	16	16	16	17	20	25				
	修正後	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	20	21	21	21	21	21	21	21			
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	16	16	16	16	17	25	26				
修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	0	0				
	売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	0	0				
O案件	修正前	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108	112	121	121	131	133	136	137	137	155	156	156					
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105	103	103	103	103	103	105	111	111	124	124	133				
	修正後	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108	112	121	121	131	133	136	137	137	155	156	157				
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105	103	103	103	103	103	105	111	111	138	143	145				
修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	8	9	12				
	売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	8	9	12				
P案件	修正前	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	59				
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56	56				
	修正後	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	59				
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	65				
修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0					
	売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	4	7				
Q案件	修正前	SP	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25			
		NET	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22			
	修正後	SP	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	30	30				
		NET	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	36	36					
修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	1	1				
	売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	7	7				
R案件	修正前	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	144	144	144				
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	137	137	137				
	修正後	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	144	144	144				
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	142	154	154				
修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0				
	売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	0	10	10			
S案件	修正前	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	5	4	4	4	4	4	4				
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	4	4	4	4	5	5	7			
	修正後	SP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	5	4	4	4	4	4	4			
		NET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	4	4	4	4	5	5	8			
修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	4	4			
その他案件	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	2	0	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	11	11	13			
		売上総利益	-	-	-	-	-	-	-	11	11	0	9	2	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	0	10	10			
合計	修正額	売上	0	5	20	15	40	4	8	3	7	0	1	54	0	0	53	0	0	0	2	2	1	6	12	11	30	11	228	142	2	73			
		売上総利益	3	0	39	0	36	0	15	5	19	1	0	69	2	0	71	0	1	1	77	79	13	12	8	146	180	18	467	130	109	245			

調査対象 パソコン事業・映像事業における部品取引における会計処理

(単位:億円)

対象案件			2008年					2009年					2010年					2011年					2012年					2013年					2014年			2008年度 ~ 2014年3Q	
			1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q		1-3Q累計
PC事業	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	32	138	58	31	198	87	118	76	5	286	139	135	81	28	105	151	85	89	20	166	72	31	47	145	296	58	26	4	80	1	65	96	86	247	594
映像事業	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	1	4	7	3	5	4	4	3	1	6	3	5	8	2	7	3	9	1	1	5	7	3	11	14	14	16	3	13	3	3	0	0	8	8	3
PC・映像計	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	34	142	51	33	193	91	122	73	6	291	136	129	89	30	112	154	76	88	19	161	79	34	37	160	310	42	29	10	84	3	65	95	94	255	592

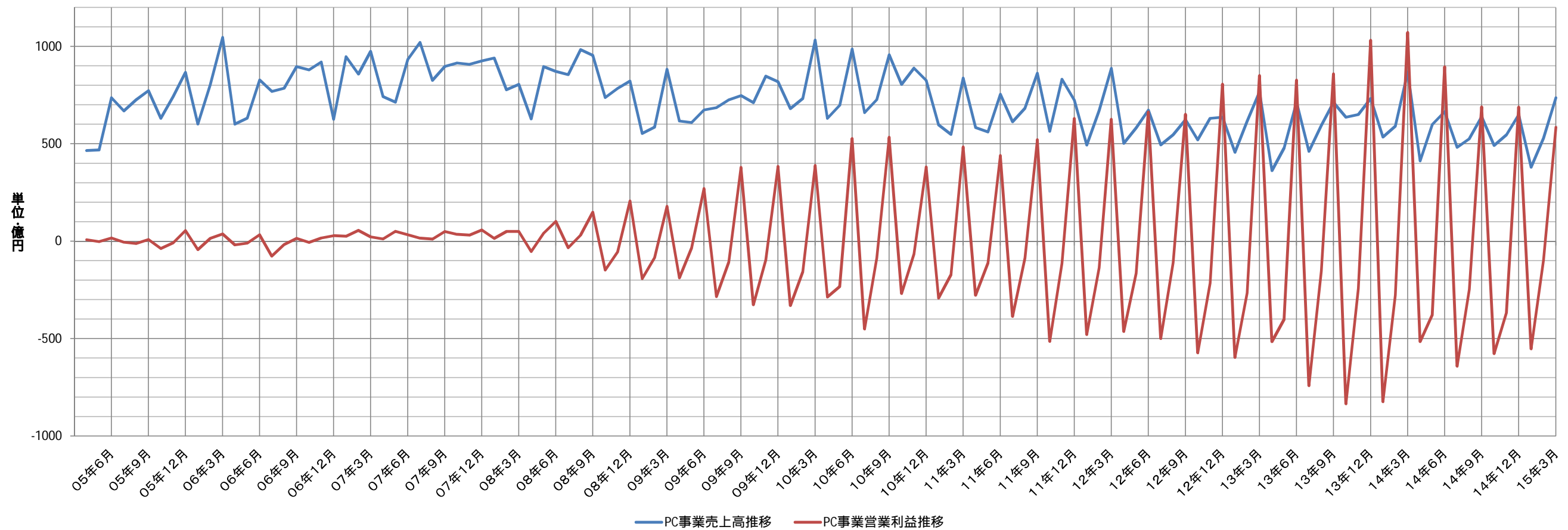
調査対象 パソコン事業・映像事業における経費計上にかかる会計処理

対象案件			2008年					2009年					2010年					2011年					2012年					2013年					2014年			2008年度 ~ 2014年3Q	
			1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q		1-3Q累計
PC事業 (要修正)	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	7	7	6	-	54	16	5	20	45	7	6	14	13	14	13	3	16	52	19	0	1	2	3	9
PC事業 (詳細不明)	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	38	2	30	17	28	31	11	11	37	25	11	6	29	22	14	14	16	9	2	5	17	3	14	22
映像事業 (要修正)	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	10	0	30	3	31	1	4	27	2	0	24	3	23	5	28	14	1	15	21
		税引前当期利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	140	32	33	78	60	43	15	15	17	26	26	49	40	72	9	4	14	38	20	58
映像事業 (詳細不明)	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	-	-	-	53	53	40	40	80	78	78	47	39	87	66	65	152	2	30	5	175	9	0	11	8	11	5	1	8	6	4	22	5	1	27	-
PC・映像事業計	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	-	-	-	53	53	40	40	80	78	78	65	84	97	30	82	43	10	0	104	32	31	1	4	27	2	0	24	3	23	5	28	14	1	15	21

調査対象 ディスクリット、システムLSIを主とする半導体事業における在庫評価に係る会計処理

対象案件			2008年					2009年					2010年					2011年					2012年					2013年					2014年			2008年度 ~ 2014年3Q	
			1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q	4Q	年間	1Q	2Q	3Q		1-3Q累計
ASIC在庫	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	-	-	-	-	-	-	20	-	12	32	-	20	-	4	16	-	0	-	1	1	-	3	-	3	0	-	44	-	-	44	-	-	-	-	-
車載製品	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	1	1	8	0	7	1	10	2	1	2	0	1	6
TOV	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54	49	103	81	53	111	115	359	106	6	106	87	119	1	16	13	5
半導体事業	修正額	売上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税引前当期利益	-	-	-	-	-	-	20	-	12	32	-	20	-	4	16	-	0	54	50	104	81	60	110	116	368	106	32	104	78	165	0	18	13	5	360

PC事業月別売上高・営業利益推移(2005年4月～2015年3月)



PC事業 売上高 推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
2005年度	465	468	737	669	726	773	631	742	867	601	803	1,046	8,527
2006年度	601	632	828	769	786	896	880	920	626	947	858	975	9,718
2007年度	742	714	933	1,021	826	897	915	908	926	940	778	805	10,404
2008年度	628	896	872	855	983	954	738	785	822	553	586	883	9,553
2009年度	617	609	674	686	726	747	711	847	819	681	733	1,032	8,881
2010年度	631	698	986	660	727	957	805	888	826	597	548	837	9,160
2011年度	584	561	754	613	683	862	564	832	724	494	671	887	8,229
2012年度	502	582	673	495	547	624	520	631	637	456	616	767	7,051
2013年度	362	479	714	461	595	712	637	650	733	535	591	869	7,339
2014年度	412	599	665	482	526	639	492	547	649	380	529	737	6,658

PC事業 営業利益 推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
2005年度	8	2	17	5	12	9	37	8	55	43	15	37	34
2006年度	19	10	33	76	17	15	6	17	28	25	56	22	69
2007年度	12	51	33	16	11	50	35	31	58	15	50	50	412
2008年度	53	41	102	33	31	149	148	55	207	192	84	179	145
2009年度	188	34	270	284	107	379	326	96	384	330	157	389	99
2010年度	286	232	527	451	86	534	268	66	381	292	172	484	73
2011年度	277	112	440	386	86	521	514	114	630	479	136	626	114
2012年度	463	165	663	500	110	651	573	215	806	597	266	850	82
2013年度	515	401	827	742	153	859	835	243	1,031	824	276	1,072	199
2014年度	515	377	895	642	247	690	577	365	689	553	97	585	515